

平成27年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成27年9月10日  
招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員長	喜々津 英世	委員	金子 恵
副委員長	中村 美穂	委員	岩永 政則
委員	安部 都	委員	山口 憲一郎
委員	安藤 克彦	委員	堤 理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 濱口 務

説明のため出席した者

総務部長 荒木 重臣

(管財課)

課長 迎 英樹

(情報管理課)

課長 谷本 清

生活福祉部長 松浦 篤美

(住民課)

課長 西平 隆邦

係長 相川 沙織

(環境対策課)

課長 木島 英利

係長 森内 秀朋

(介護保険課)

課長 富永 正彦

係長 小林 純子

係長 日高 拓郎

(福祉課)

課長 村田 ゆかり

課長補佐 井川 勝信

課長補佐 大山 康彦

参事 木島 和美

係長 中尾 盛雄

主査 前川 哲郎

課長補佐 細田 愛二

係長 田中 廣幸

参事 楢取 由美

参 事 山 口 功 課 長 補 佐 木 須 紀 彦  
課 長 補 佐 原 田 教 子 係 長 江 口 美 和 子  
係 長 山 本 洋 佑 係 長 松 尾 郁 子

(健康保険課)

課 長 森 川 寛 子 課 長 補 佐 志 田 純 子  
係 長 梶 尾 和 美 係 長 松 田 祐 貴  
教 育 次 長 帯 田 由 寿 教 育 委 員 会 理 事 近 藤 徳 雄

(スポーツ振興課)

課 長 山 口 正 係 長 北 野 靖 之

(教育総務課)

課 長 青 田 浩 二 係 長 和 田 久 美 子  
係 長 金 子 寛 之 主 事 園 田 勇 蔵

本日の委員会に付した案件

議案第 54号 平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時23分

散 会 16時52分

**○委員長（喜々津英世委員）**

皆さん、おはようございます。

定刻前でありますけれども、定足数に達しておりますので、総務文教常任委員会を開会いたします。

昨日、議案第54号の平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査の中で、一般会計決算書の財産に関する調書のうち、管財課所管の189ページ、(2)の山林の総括の表の数字に誤りがあったということで、課長より訂正の申し出があっております。

訂正をすることをただいまから協議をしていただきたい、御異議ありませんか。

はい、それでは異議なしと認めます。

それでは、資料の説明を求めます。

迎管財課長。

**○管財課長（迎英樹君）**

昨日、説明いたしました、平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定についての説明の中、189ページ(2)山林の総括土地の権利の区分の面積につきましては変動ございません、と説明した後、立木の推定蓄積量が増加しておりますと発言しましたが、その後、発言を取り消していただきました。

しかしながら調査の結果、立木の推定蓄積量は、国が作成した林分収穫予想材積表により、木の種類、年数で積算しなければならず、積算の結果、所有分の前年度現在高が8,543立米より、決算年度中増減高が77立米ありました。

決算年度末現在高8,620立米となりました。

同じく分収分が前年度末現在高が2万1,901立米より決算中決算年度中増減高が290立米ありまして、決算年度末現在高2万1,191立米となりました。

その他の権限によるものは、全てゼロでございました。

合計で、前年度末現在高が2万9,444立米より決算年度中増減高が367立米ありまして、決算年度末現在高2万9,811立米となりました。

以上、訂正させていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

**○委員長（喜々津英世委員）**

ただいま説明がありましたけれども、ただいまの説明に対して質疑ありましたら、どうぞご発言お願いいたします。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

確認ですけれども、これはもう毎年増えるものと理解していいんでしょうか。

大型の例えば伐採事業とかがなければですね、という理解でいいか、それだけ確認したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

迎課長。

○管財課長（迎英樹君）

立木の面積が変わらない限り、木は伸びますので、その推定蓄積量、面積は毎年増えるということでございます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

なお、この決算書の書類については、差し替えを、全議員分の差し替えをお願いをしておきます。

なお、この件については、委員長報告の中でその差し替え分も兼ねての、若干の説明をしたいと思います。

以上で終わります。

御苦労さまでした。

暫く休憩します。

（暫時休憩）

おはようございます。

それでは、これから委員会を再開をいたします。

これから情報管理課所管の審査を行います。

議案の説明を求めます。

情報管理課、谷本課長。

○情報管理課長（谷本清君）

おはようございます。

情報管理課でございます。

それでは早速、平成26年度一般会計決算に関しまして、情報管理課所管分について事項別明細書に基づき説明させていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。

事項別明細書の26、27ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。

1節総務管理費補助金の社会保障税番号システム改修費補助金、2,344万2,000円は、平成28年1月から運用が開始されます社会保障税番号制度に伴うシステム改修費及び中間プラットフォーム負担金に対する補助金でございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

事項別明細書の64、65ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目の電子計算費でございます。

予算現額2億1,625万7,000円。

支出済額2億881万3,528円、不用額744万3,472円で、執行率は96.56%でございます。

参考までに、25年度の支出済額との比較では、プラス6,397万8,950円、44.2%の増となっております。

増額の主な要因は、社会保障税番号システム改修委託料、中間サーバープラットフォーム負担金、子ども子育て支援、システムパッケージ購入費などでございます。

それでは各節の順を追って内容の説明をさせていただきますが、前年度と比較して内容、金額ともに大きな変動がない経常的経費につきましては、細かい説明を省略させていただきます。

まず最初に、2 節給与、3 節職員手当等、及び4 節共済費についてでございますが、情報管理課の職員4人分の人件費でございます。

9 節旅費、1万9,840円は、主に長崎市内などで開かれました会議への参加や、他市町との事務協議などの普通旅費でございます。

次に、11 節需用費の177万9,058円でございますが、消耗品につきましては、電算機器に関する経常的な経費でございます。

主なものとしましては、汎用機新基幹システム用及びパソコン用トナーが86万7,517円となっております。

修繕料につきましては、税務課端末と電算室空調機の方でございます。

次に12 節役務費でございますが、町が取得しておりますインターネット接続の為のドメイン名の維持管理の為のドメイン管理手数料と、L GWAN総合行政ネットワークへ接続するための回線使用料でございます。

次のデータセンターサービス利用型基幹システム利用料でございますが、平成27年1月から稼働しました新基幹システムの利用料でございます。

次に13 節委託料7,141万6,382円ありますが、備考欄の1番目にあります電算システム運用開発委託料7,036万2,000円がほとんどを占めております。

その内容につきましては、システムの運用管理委託とシステムの開発、改修委託により構成され、このうち、システム運用管理につきましては、平成16年度から外部の専門業者にシステムエンジニアの常駐という形で委託を行っております。

平成19年度からは、それまで1名だった常駐SEを2名に増員し、増大するシステムの運用管理に対応しているところです。

システムの開発改修委託につきましては社会保障税番号制度対応業務、平成28年1月から運用開始される社会保障税番号制度に向けたシステム改修、総務省管轄分1,756万800円、厚生労働省管轄分1,684万8,000円、臨時福祉給付金システム導入及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置業務300万2,400円、保育料支弁

報告サブシステム導入委託、保育業務の各種集計報告等に係るサブシステムの導入経費43万2,000円。

住基ネットワーク自動交付機サーバー番号制度対応業務、住基ネットワーク及び住基自動交付機を番号制度に対応するためのシステム改修業務564万3,000円、当初課税ブッキング対応に伴う改修業務委託、新基幹システム稼働に伴い、住民税、固定資産税、軽自動車税の当初課税納付書のブッキングに対応するためのシステム改修業務委託308万8,880円。

督促帳票等基幹システム改修業務委託、督促状をコンビニ対応にするためのシステム改修業務199万8,000円などのシステム改修を行っております。

また、その他の委託料としては、裁断機と圧着機の機器の保守委託、及び全国の町、字、町名等の最新データを提供してもらう町字名マスターの保守委託、インターネット上の様々な情報サービスを提供してもらうポスティング委託をそれぞれ行っているところでございます。

委託料全体として約4,880万程の増となっております。

増の主な理由としましては、番号制度対応、臨時福祉給付金及び新基幹システム改修等です。

次に14節使用料及び賃借料につきましては、電子計算機及び周辺機器等リース料として4,074万4,257円を支出しております。その内訳は、自動交付機及び住基ネットワークシステム関連機器リース料1,501万6,536円、その他一般事務用パソコン機器2,339万9,873円、その他裁断機リース料、圧着機リース料等となっております。

使用料及び賃借料全体としては約38万円の減となっております。

次に、18節備品購入費939万384円は、子ども子育て支援新制度対応パッケージシステム購入934万2,000円。

電算室サーバー用ラック購入4万8,384円です。

次に19節負担金補助及び交付金104万4,000円のうち、上記の2件は町における電算システムの適正かつ効率的な業務を推進するため、各種団体に加入するための会費であります。

また、最後にあります社会保障番号制度中間サーバープラットフォーム負担金98万1,000円は、マイナンバー制度の中間サーバーが地方公共、失礼しました、地方自治公共団体情報システム機構に設置されており、そのサーバーの負担金です。

事項別明細書につきましては以上でございます。

なお、主要な施策の成果に関する報告としてまして、報告書の21、22ページに、情報管理課分を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、歳入、26ページ27ページから質疑を行います。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

社会保障番号システム改修費補助金ということで、これは国の方から来ているわけですが、国の制度をですね、国の法律で決まった分ということで、補助金が出されたと思うんですが、必要な経費の大体どのくらいの割合が、補助金としてくるのか、このあたりの状況を教えていただけますか。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○情報管理課長（谷本清君）

これにつきましては、各地方公共団体の人口規模で補助の額が、補助基準額が設定されておりまして、長与町につきましては、総務省分は人口規模が3万から5万の間、厚労省分は3万から10万人の間ということで、それぞれの補助の基準額が設定されております。

まず、総務省で言いますと、住民記録関係は100%。

それから団体内統合利用番号連携サーバにつきましても100%、中間サーバーも100%でございます。

その他、厚労省分につきましては、国民年金につきましては100%の対応となっておりますが、それ以外のシステム、国民健康保険、介護保険、児童福祉、保育、健康管理、それから障害等につきましては3分の2の補助率となっております。

これはあくまで基準でございます、掛かった経費に対しての100%もしくは3分の2ということでございまして、全体的に申しますと、すいません、先ほどの総務省分ですが、住基、中間サーバー等100%ですけれども、税系につきましては、3分の2の基準となっております。

それで、全体で申しますと総務省分は86.4%、それから厚労省分につきましては35.2%、の補助率となっております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

じゃ、ないようでしたら、歳出に移ります。

歳出64、67、2款1項9目この全てが情報管理課所管です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、えっと、これは主要な施策の方にも書いてあるんですけども、データセンターの方にサーバーを移行、移して、効率的な運用を図るということで書いてありますけれども、もう少し詳しく、こういうふうにすることによって、どういう具体的なですね、効率化が図られたのか、そういったいわゆるメリットがそういったものがあるのか、このあたりについてまずお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本課長。

○情報管理課長（谷本清君）

こちらのデータセンターの基幹システムの使用につきましては、平成25年度からの利用しております。

それにつきましては、元々ありました汎用機のシステムからの意向時期ということもありまして、一時平行稼働のような形で利用しております。

現行の利用、すいません、元々の汎用機で直近の5年間の経費を計算しましたところ、約8,000万以上という年間の経費が掛かっておりました。

これについては、法改正等の対応で、プログラムの改修委託等が多く発生してるものから、経費が掛かっておったというところで、今回このシステムに移行することで、基本的には法改正につきましては無料で改修をしていただけるということになっておりまして、基本、大体年間にしますと、2,500万程度の経費が削減できるということで、こちらの導入を決定いたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

財政的なメリットというのは、今言われたように年間2,500万程度ということで、そこについてはですね、理解はするんですが、その一方で、やはり住民の側からと言いますか、住民の目線でちょっと考えた場合に、今現在、今までは、ちょっと今回の決算に厳密な形で決算で限定するわけじゃないんですが、基本的な考え方としてですよ、庁舎の中できちっとこう、身分保障がされた公務員がしっかり管理してたものが、民間のデータが別の場所でそれが移行されたということが一つありますよね。

これについても、この間ルール、安全性については十分やっていくという説明を受けて、私も大丈夫なんだろうなと思ってたんですけども、その後ですね、ある教育関係の企業が、個人情報が出たというのがあって、あら、大丈夫なのかなという心配がありました。

その後に今度、年金に、公共機関がですね、こういう個人情報の流出っていうのを起こすということで、私も徐々にちょっと考え方がですね、大丈夫なのかなというふう

考えが少しずつ揺らいできているんですが。

色んなこういう事態が起こってきて、やはり私と同じように住民の方も、しっかり管理してくれてるのかなという疑念を持つ方もいらっしゃると思うんですよ。

この議会のお話ですので、そういうことをどうなのかなというのを問わないといけないと思うんですが、そのあたりを色んなこの間の事例を見て、長与町にあてはめて、そういったことの心配がないものか、そのあたりにセキュリティーを万全に期するような手だてをとっていらっしゃるのか。

ちょっとお伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

谷本課長。

**○情報管理課長（谷本清君）**

議員の質問にお答えします。

まずこのデータセンターにつきましては、データセンター内にそのサーバー設置場所がございます、そこの入退室等の管理を厳格に行っている。

まず、手荷物検査を行う。

それから、外部との連絡が出来ないことになっておりますが、携帯電話等はですね、業務用のものを持って入っておると。

それから、ラック等の取り扱いにつきましても、マニュアル等の物以外は、可燃物を置くことが禁止されておると。

一応そういった形での管理を行っております、また、セキュリティに関しましても、ラック単位でのICカードの鍵によるセキュリティ対策とか認証システムでの許可された者以外の係員の立ち入りを制限する等の管理を行っておるということで、一応こちらでも当該システムに関わる者以外の入室は禁止されており、その辺の入退室管理も厳格に行っておるというところで、安全管理は徹底されておると考えております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

非常にこの重要な情報ですので、万全な体制をとっていると信じたい、信じているんですけども、こういったきちっと管理がなされてるという最終チェックというのは、どの段階でされているのかですね。

例えば町の職員が抜き打ち的にチェックしたりとか、そういったこともなされているのか、このあたりはいかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

谷本課長。

**○情報管理課長（谷本清君）**

現状でまだこう抜き打ちチェックとかいったことはやっておりませんが、事前に建物

に対しての安全性とか、管理状況のチェックには、どのようにされているのかという形の確認は行っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、中村委員。

○委員（中村美穂委員）

時間外勤務手当についてお尋ねしたいんですけども、国のシステムとかが色々変わって非常に仕事量が増えてらっしゃるのかと思うんですが、この時間外勤務手当っていうのは例年とそう変わらない、いつも大体、4名いらっしゃって、役職があられる方々は付かないと思いますので、そこを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、谷本課長。

○情報管理課長（谷本清君）

昨年につきましては、超過勤務対象者3名でございます。

大体これがですね、月平均1人当たり38時間ほどになっておりまして、前年と比べると約8時間ちょっとぐらいの増加になっております。

昨年度は、今回AD2、新しい基幹システムに移行するというものがございまして、そちらの開発の打ち合わせ等で時間が増えたものと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

いいですか。

主要な施策の成果に関する報告書の21、22ページ、併せて歳入、歳出、併せて何かありましたら、質疑を認めます。

はい、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これで、情報管理課所管を終わります。

ご苦労様でした。

場内の時計で10時から、再開します。

（9時54分～9時56分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。

それではこれから住民課所管を行います。

議案の説明を求めます。

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

おはようございます。

住民課所管について、決算事項別明細書により説明いたします。

まず、住民課の歳入総額は1,635万6,731円、歳出総額は5,028万7,927円でございます。

まず歳入ですが、24、25ページをお開きください。

12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料までが住民課関係分でございます。

1節から4節までの合計は、1,480万500円でございます。

件数は4万4,521件でございます。

各手数料別では、戸籍手数料が6,659件、住民基本台帳手数料2万1,696件、印鑑証明手数料1万3,874件、諸証明手数料2,292件となっております。

次に28、29ページをお開きください。

13款国庫支出金3項委託金1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は中長期在留者住居地届出等事務委託金として17万5,000円が所管でございます。

ちなみに26年度末での外国人の数は140人でございます。

次に、32、33ページをお開きください。

14款県支出金3項委託金1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金が住民課所管でございます。

人口動態調査事務委託金が943件、電子証明書発行手数料徴収等事務交付金が50件、市町村権限移譲等交付金は旅券発給事務1,796件分となっております。

次に、36、37ページをお開きください。

15款財産収入1項財産運用収入2目1節利子及び配当金のうち、備考欄の1番下にある収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入235円が所管分でございます。

次に44、45ページをお開きください。

19款諸収入5項1目1節雑入の備考欄の上から6番目にある収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料39万8,901円が所管分でございます。

これは旅券発給事務の手数料として、使用する印紙証紙の売りさばき手数料で、収入印紙1,850枚、長崎県証紙1,460枚分の手数料でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。

74、75ページをお開きください。

2款総務費3項1目の戸籍住民基本台帳費が住民課所管でございます。

2節給料から次ページ、3節、4節共済費までが住民課職員6人分の人件費でございます。

7節賃金は旅券事務のパート賃金でございます。

処理件数は申請受付が935件、交付が945件となっております。

11節は需用費ですが、例年同様プリンター、トナー、ふれあいカード等の消耗品と各種証明書用紙の印刷製本費が主なものでございます。

次に12節役務費の郵便料は、パスポート申請書類を県に送るための郵便料でございます。

13節委託料は戸籍の入出力を行う戸籍総合システムの保守とパスポート交付窓口端末機の保守でございます。

14節使用料及び賃借料では、13節で御説明しました戸籍総合システムと新たに裏面印字プリンターシステムの使用料でございます。

印字プリンターシステムは、住基カード等の裏面に住所等の修正印字を行うためのものでございます。

19節負担金、補助及び交付金は長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金でございます。

最後に192ページをお開きください。

1番下の収入印紙及び長崎県証紙購入基金が住民課所管でございます。

以上が、住民課所管分でございます。

よろしく願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、歳入の部、24、25ページから行います。

何か質疑ありませんか。

ありませんか。

次、28、29。

外国人の届出事務の委託金140人ということであったと思います。

いいですか。

32、33。

14款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金。

いいですか。

次に36、37、15款1項2目1節。

2目か。

1番下に、収入印紙及び県証紙の基金の運用収入です。

次に44、45、19款5項1目上から6番目、収入証紙の売りさばき手数料。

はい、それでは後でまた総括して質疑を受けますので、これから歳出を行います。

74ページから77まであります。

ここで、ありませんか。

質疑ありますので、委員長交代します。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

自動交付機の利用状況とか、これ土曜開庁、これの、どのような状況になっておるのか。

27年度も続けておられると思いますけれども、主要な施策の中に入っとったのかな。これについて、お尋ねをいたします。

○副委員長（中村美穂委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

まず、自動交付機の稼働率についてお答えいたします。

全体的、住民票の証明と印鑑登録証明の交付を行っておりますけれども、全体の割合としては39.8%が自動交付機でございます。

そのうちの住民票の分につきましては28.6%、印鑑証明では55.9%となっております。

それから、土曜開庁日の業務の状況ですけれども、第2第4土曜日を開庁日として実施を行っております。

26年度は、5月に開始をして19日開庁しております。

来庁者総数は193人、処理件数としては259件、平均でいきますと10人ですね。件数は14件となっております。

以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、それでは他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

自動交付機の件でお伺いしたいんですけれども、先日私も久しぶりに利用させていただきましたんですけれども、この自動交付機で交付できる内容というのは非常に少ないですね。

色んな住民課が担当するという諸手続きがあるかと思うんですが、機械を抜本的に変えないといけないとか多額という費用がかかるのかもしれませんが、住民の利便性からすればもう少し、色んな手続きといいますかね、ものが取れるようにならないものなのか。

それと利用率が39%とか、もっと低いのもありましたけれども、このあたりが伸び

ない理由というのがどういったものが考えられるのか。

例えばオレンジカードですか。

それを住民の方がどのくらい取得っていいですか、その辺のパーセンテージ等も分かれば、お伺いしたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

利用が限定をされている、もう少し増やせないかということと、利用率が低い、対応策はあるのか。

はい、木島参事。

**○住民課参事（木島和美君）**

自動交付機の種類を多くできないかっていう御質問なんですけど、一つ、今、住民票と印鑑証明書、他に自動交付機による取られてるものは所得証明書等がございます。

将来的にですね、コンビニとかの交付になりますと、そこに戸籍謄抄本とかがくっつくわけなんですけども、なかなかふれあいカードですね、今の自動交付、今後そのマイナンバーカードが始まりますので、ちょっと今過渡期ではないかと思えます。

自動交付機は、こういう状態で住民票と印鑑証明書のみで、あとリース、機械が変わるまでですね、続けられるのではないかと思えますが、今後そのコンビニが始まりまして、広く広める可能性はあります。

それとふれあいカードですね、オレンジカードの件なんですけど、その分については、全体で2万3,000人程度が印鑑登録をしまして、その内の2万超えが暗証番号付きのふれあいカードを持っております。

その暗証番号さえ合ってれば、自動交付機で取れるわけなんですけど。

意外と多くの方が暗証番号をですね、お忘れになられてるケースが多くて、何度暗証番号登録してもやっぱり忘れるというパターンがかなり出て、実際、この利用率が低いという理由の中に、窓口が開いてる時に、自動交付機で取れんやっただということで、暗証番号を忘れたと、いうことの事例がほぼ毎日起こっております。

で、県内で大村市ですね。

が、自動交付機をしておりますが、稼働率は10%以下なんです。

それに比べると、長与町は全国的にも非常に高いっていうふうに、こちらの方は思っております。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。

他にありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

192ページ、印紙、収入印紙、県の証紙の売りさばきの話がありましたけれども、その購買の基金と。

それでは、歳入歳出全体で質疑ありましたらどうぞ。

はい、堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

住民課の方では、色んな諸手続を毎日ですね、やられて大変だろうというふうに思うんですけども、今、住民の中でもどんどん高齢化が進んできてまして、議会の中でも度々、例えば色んな地区の公民館等々で、色んな手続きが出来ようならないかというような意見も議員からも出てますし、恐らく住民の中からも要望が出されてると思うんですよ。

高田地区においては、そのあたりが確かなされとったと思うんですが、もっともっと例えば、上長与地区であるとかですね、そういった所でその手続きが出来れば、非常に高齢化した住民もわざわざ役場の方に出てこなくても、歩いて行ける所ですね、色んな手続きが出来ていいかなと思います。

言ってみれば、長与はコンパクトな町なので、そのあたりも、広いだっ広い所とはまた違う面はあろうかと思えますけれども、そのあたりについてはなかなか難しい状況なのか。

このあたりの考え方、今後広げていくものなのか、そこまでは至らないのか、このあたりの今後の考え方、分かればお聞かせいただきたいと思えます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

松浦部長。

**○生活福祉部長（松浦篤美君）**

確かに各公民館でっていう声はお聞きするのは確かにございます。

ただあの、そこにいくまでにはやはり基盤整備、そのコンピュータ関係の接続関係、あるいは職員の配置の問題等がありますので、そのところはちょっと、現在のところはかなり厳しい状況ではないかというふうに思っております。

今後、そのところはちょっと政策的な部分になってくるかと思えますので、そのところは今後の検討課題にはなるのではないかっていうふうには考えております。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。

はい、岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

一つですね、県からの権限移譲分がありますよね。

旅券の発行分が。

この分が、約93万ぐらい歳入があっておるんですけども、これのですね、33ページですね、これの積算根拠というのは何かあるんですかね。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

権限移譲の分につきましては先ほど申しましたように旅券の発行等に対するものですが、1昨年、前年度の実績に基づいて計算されております。

一般旅券の発行数とかの申請等とかの手続きの件数等で、率計算がされていて、交付額が決定しているようでございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

何を言いたいかと言いますとね、歳出の77ページのですね、この賃金ですね、135万9,000円。

これが旅券発行に係るその人件費だろうというふうに思うんですね。

ところが約70%ぐらいに、前後だろうというふうに思うんですね、歳入がですね。

本来、権限移譲ですから、100%に近いものがね、あっていいんじゃないかというふうに私思うんですが、今のその答弁では件数に、前年度の件数ということですから、先ほどの説明では、1,796件という歳入では言われたんじゃないかなと思って、歳出では935という話なんで、どちらがどうなのかですね。

発行件数というのは、どちらがあの件数、935件なんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

歳出で申しあげました900いく件数っていうのは、26年度に扱った件数を一応報告いたしました。

で、歳入につきましては、歳入額の方先ほど申しました算定した件数の合計数を申しあげております。

前年度、歳入の根拠となった件数等の合計数を報告しております。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

できるだけですね、この単価が高いんじゃないのと、長与町はですね、だからその、この委託金よりはですね、多額なんじゃないかという指摘があるかもしれませんが、できればその歳入はですね、歳出に見合うような、であるべきだというふうに思うんですね。

だから、そのあたりの要望とかなんとかですよ。

出来るだけ必要な経費は、県がですね、県支出金で見るといいんじゃないかというような、

その指摘なりですね、要望なり、そういうものは何か、全県的に移譲されとるわけですから、連携とってやるような、そういう方向というのはないんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

他自治体と連携をとって、やる、そういう方法は考えられないのかということですね。はい、西平課長。

○住民課長（西平隆邦君）

今現在、そういった動きというのは実際やっておりません。

今後は、戸籍住民基本台帳の協議会等もありますので、その中ででも意見を挙げて県の方に要望していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

はい、休憩を閉じて、委員会に戻します。

他に質疑ありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

これで、住民課所管を終わります。

御苦労さまでした。

場内の時計で10時30分まで休憩します。

（10時23分～10時30分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

おはようございます。

それではこれから休憩を閉じて、委員会を再開します。

次に、環境対策課所管を行います。

議案の資料の説明を求めます。

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

それでは環境対策課所管について、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

11款1項2目2節清掃費負担金でございます。

長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で3名分の負担となっております。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

12款2項2目1節清掃手数料でございます。

ごみ収集手数料につきましては、自治会、店舗、公民館、役場窓口で販売を行っておりますごみ袋の販売代金でございます。

1枚あたり、大が17円、小が10円で、販売枚数合計252万1,400枚でございます。

枚数は252万1,400枚です。

大17円、小が10円となっております。

続きまして、し尿収集手数料につきましては調停件数が631件、調定額810万4,820円に対しまして、収納件数608件、収納額778万9,880円となっております。

収納率は96.11%でございます。

次に、一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては、一般廃棄物の収集運搬の許可に係るものでございます。

2節滞納繰越分につきましては、し尿収集手数料滞納繰越分でございます。

調停件数が115件、調定額が181万2,149円に対しまして、収納件数32件、収納額42万1,510円となっております。

収納率は23.26%でございます。

3節犬登録手数料につきましては、平成26年度末登録頭数1,889頭、その内、新規登録が97頭、狂犬病予防注射済票交付が1,542頭、観察再交付が6頭、狂犬病予防注射済票再交付が2頭となっております。

4節鳥獣飼養手数料につきましては、本年度はありませんでした。

次に、26ページ、27ページをお開きください。

13款2項2目2節清掃費補助金で、浄化槽設置事業に係ります循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、30、31ページをお開きください。

14款2項2目1節保健衛生費補助金で、浄化槽設置事業に係ります県の補助金分で、浄化槽設置整備補助金でございます。

2節清掃費補助金で、海岸漂着物の清掃事業に係ります長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金でございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開きください。

3項3目1節保健衛生費委託金です。

公害鳥獣捕獲に関する市町村権限移譲交付金でございます。

公害の発生元等の監視及び苦情処理等の事務で、苦情総数が26件分となっております。

鳥獣の捕獲許可、野生鳥獣捕獲許可等の事務で、有害鳥獣捕獲許可報告が7件分となっております。

続きまして、42、43ページをお開きください。

19款5項1目1節雑入でございます。

備考欄の1番下の項目に雑入19万8,649円がございます。

その中の2万2,680円が環境対策分で、長与町オリジナルトイレトイレットペーパーを水道局へ販売した分となります。

続きまして、44、45ページをお開きください。

備考欄の2項目の資源売払収入でございます。

自治会拠点及び公共施設により改修いたしました資源化物61万7,172キロ。

売払収入が912万2,780円でございます。

その8項目下の「ながよ町の自然」売払収入は2冊分でございます。

その7項目下の広告掲載料、88万5,690円のうち、32万5,690円が環境対策分で、ごみ袋への広告掲載料でございます。

その2項目下のごみ搬入ICカード売払収入は、カード13枚分の収入となっております。

その3目項目下の過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は、25年度の決算剰余金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

110ページ、111ページをお開きください。

4款1項5目環境衛生費1節報酬でございます。

公害関係のことにつきましての審議会を行います環境審議会委員の報酬でございます。8節報償費でございます。

環境交通騒音調査時謝礼で、例年11月から12月に実施しております環境騒音調査12カ所、交通騒音調査2カ所分の謝礼になっております。

旅費需用費につきましては、経常的な経費でございます。

12節役務費でございます。

公害測定器検定料で、騒音測定器の検定を行っております。

13節委託料でございます。

水質検査委託料につきましては、大村湾と長与川の水質関係の調査を行っております。海が年に6回7カ所、長与川が年に3回18カ所、遊泳場が年に1回3カ所行っております。

19節負担金、補助金及び交付金でございます。

大村湾をきれいにする会負担金は、県、大村湾沿岸市町及び賛助会員で構成されております会の負担金でございます。

その下の浄化槽設置整備事業補助金は、歳入で御説明を申し上げました浄化槽の設置補助金で、7人槽を一基分の48万6,000円でございます。

次に、長崎県浄化槽普及促進協議会会費及び負担金は、県内21市町が構成する協議会でございます。

その下の、大村湾浮遊ごみ処理負担金、これは大村湾をきれいにする会が、大村湾浮

遊ごみ除去対策事業を行っております分の負担金でございます。

次に、長崎市営火葬場維持管理負担金でございます。

これは長崎市に火葬をお願いしております、総事業費1億7,369万3,843円を、全体火葬実施数6,375件、そのうち長与町の実績件数290件、その件数で案分をした数が金額が790万1,366円となります。

これを、これより、町民の方が負担されました170万円を差し引いた620万1,366円が、町の負担金となっております。

次に、保健環境連合会補助金でございます。

これは例年のもので、例年の補助金でございます。

それから、西彼食品衛生協会指導員活動費負担金でございます。

これは西彼職員衛生協会の食品毒予防等の活動をしていただいております、指導者の方の負担金となっております。

続きまして、6目狂犬病予防費でございます。

これにつきましては、狂犬病予防、犬の登録及び保護等に関するの経常経費でございます。

経常的な経費でございます。

次に、7目省エネルギー対策費8節報償費でございます。

講師謝礼につきましては、地球温暖化出前講座で長崎県地球温暖化防止活動推進員が、長与町内の団体へ出向き、出前講座を開催した際の報償費でございます。

3件分、行っております。

続きまして、112ページ113ページをお開きください。

19節負担金、補助金及び交付金でございます。

LED電球等購入費補助金でございます。

これは一般家庭において省エネルギー効果の高いLED電球等に照明器具を取り替えることに対しまして、その購入費の一部を補助しております。

平成26年度は454世帯が利用され、214万7,500円を支出しております。

また、補助は西彼杵商工会発行の長与共通商品券で行っております。

3項清掃費1目清掃総務費でございます。

2節給料、3節職員手当、4節共済費までにつきましては、職員10名分でございます。

次に8節報償費の資源ごみ回収奨励金でございますが、これは子供会及び自治会へ紙、金属、瓶の、回収奨励金として支払っている分でございます。

1キロ、又は1本当りの単価が5円ということで、交付団体は13団体でございます。

次に、環境サポーター謝礼につきましては、食物残渣の堆肥化講習等の活動をしていただいております環境サポーターさんの方に謝礼として支払っております。

旅費、需用費につきましては、経常的な経緯でございます。

1 2 節 役務費は不法投棄の回収分の廃家電リサイクル料金でございます。

1 3 節 委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾沿岸一斉清掃につきましては、例年どおり実施しております。

内訳につきましては、町民一斉清掃が 5 4 7 立米、精霊流し回収破碎運搬処理が大が 7 8 隻、小が 9 2 隻となっております。

大村湾沿岸一斉清掃が 1 4 3 立米となっております。

それから、きれいなまちづくり事業委託金でございます。

これにつきましては、シルバー人材センター委託を行っておりまして、4 名分で町内の道路、河川等のパトロール及び清掃、ごみステーションの修理、それから分別収集に関する業務、町指定ごみ袋の配付、犬猫の死体処理、違反ごみの回収等を行っております。

次に、精霊船収集所交通誘導警備員委託料は 1 5 名分でございます。

次に、環境美化看板作成業務につきましては、環境美化啓発看板を 2 カ所に設置をいたしております。

1 4 節 使用料及び賃借料につきましては、有料道路の通行量及び町民一斉清掃、大村湾沿岸一斉清掃等時に使用されました自動車、船舶の借上料でございます。

続きまして、2 目ごみ処理費でございます。

1 節 報酬、1 1 4、1 1 5 ページをお開きください。

4 節 共済費につきましては、塵芥収集員 3 名分の費用となっております。

8 節 報償費 9 節 旅費につきましては経常的な経費でございます。

次に、1 1 節 需用費でございます。

消耗品費の中の主なものは、ごみ袋購入費でございます。

3 0 8 万 4, 8 0 0 枚でございます。

金額といたしまして、2, 7 8 6 万 2, 7 5 2 円でございます。

それから、長与町オリジナルトイレットペーパー 6 万 9, 8 0 0 個で、そのうち 2 8 万 3, 0 0 0 円を県の保健環境連合会が支払いを行っておりますので、その残りの 1 9 7 万 8, 5 2 0 円を支出しております。

印刷製本費につきましては、分別変更案内チラシ 1 万 6, 5 0 0 枚、1 0 万 4 4 0 円が含まれております。

燃料費及び修繕費につきましては、ごみ収集車分でございます。

次に、1 2 節 役務費でございます。

郵便料としまして、分別変更のタウンメール 1 万 6, 4 2 7 通、4 5 万 9, 9 5 6 円でございます。

その他としましては、ごみ収集車分でございます。

次に 1 3 節 委託料でございます。

まず、ごみ収集委託料でございます。

可燃ごみ収集運搬、瓶収集運搬、ごみ収集補助員としてシルバー人材センター分、不燃ごみ等収集運搬の委託料でございます。

次に、ごみ収集手数料徴収業務委託料でございます。

これはごみ袋販売についての委託料でございます。

店舗数が35店舗、自治会が15自治会となっております。

次に資源分別業務委託料、これはシルバー人材センターに委託しております拠点収集で使用いたします容器ブルーシート等の整理を行っているものでございます。

次にごみ処理委託料でございます。

これは長崎市へ可燃ごみの処理をお願いしている分でございます。

1トン当たり2万8,590円。

平成26年度は、1月15日までの6,151.26トン長崎市へお願いしております。

分別看板設置委託料にいたしましては、ごみステーション930カ所へ変更後の分別看板を設置したものでございます。

次に、15節工事請負費でございます。

環境美化用品倉庫設置工事で、斉藤作業所にコンテナ倉庫を設置したものでございます。

常設資源化物回収施設として、上長与公民館資源倉庫改修工事、町民体育館の資源化物回収用プレハブ倉庫の設置工事を行っております。

続きまして19節負担金、補助金及び交付金でございます。

生ごみ処理機器設置事業補助金でございます。

電動式が22基、容器式が14基となっております。

次に、資源分別収集助成金でございます。

これは、拠点回収でのスチール缶等の売払収入からシルバー人材センターの人件費を差し引いた金額を各自治会にお支払いした分でございます。

次に、長与・時津環境施設組合負担金につきましては、組合運営費、熱回収施設関連工事費の項目でございます。

負担金、3億3,025万円を支出しております。

次に3目し尿処理処理費でございます。

13節委託料につきましては、し尿収集委託料として、し尿の収集運搬の委託分でございます。

し尿処理委託料につきましては、浄化センターにし尿投入施設に投入し、処理を下水道課に委託している分でございます。

次に、116ページ117ページをお開きください。

し尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、し尿投入施設の運転管理を委託し、

行った分でございます。

23節償還金、利子及び割引料につきましては、過年度還付金を計上しております。

最後に、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書では、24ページから30ページまでに記載をいたしております。

以上が歳出歳入決済に係ります環境対策課所管の分でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

まず、歳入の部、20ページから21ページ、11款1項2目、これありませんか。

派遣職員の費用負担、3人分ということ。

次、ちょっと飛びますが、24、25、12款2項2目、よろしいですか。

収入未済等については後で、提出資料がありますので、その際でも行ってもらいたいと思います。

次が26、27、13款2項3目。

次が、30、31、14款2項3目衛生費県補助金。

いいですか。

次に34、35ページ、14款3項3目衛生費委託金です。

次に42ページから雑入、これは43ページが1番下の雑入の中の、2万2,680円が環境対策課、それから45ページは、資源売払収入912万2,780円。

それから「ながよ町の自然」の売払収入、2冊分ですか、2,000円。

あと、広告掲載料、ごみ袋への広告。

32万5,690円。

ごみ搬入ICカード売払収入、2万800円、これが環境の分だったと思います。

他ありませんか。

いいですか。

はい。

歳入は以上ですね。

次に歳出、行います。

まず、後でまた質疑をお受けします。

次に、歳出です。

110ページ、111ページ、4款1項5目環境衛生費関係です。

ここで、何かありませんか。

はい、堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

この部分でですね、公害測定、公害測定機能検定料ということで上がっております、これは、騒音の測定に使う機器ということですが、それに関連してお伺いし

たいんですが、ちなみに26年度でこの騒音の測定があったのかと、そして、もしあればどの場所でどういう状況だったのか、分かればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

先ほど、騒音調査カ所ということで12カ所、交通騒音カ所としまして2カ所ということでお話ししました。

その分に使用をしております。

騒音の結果としましては、2カ所が夜間の騒音が高い所がありましたが、あとの分につきましては、一応基準値内におさまっております。

2カ所につきましても、天候の関係で他の雑音が入ったような形になっておりますので、現在のところ問題がないと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

はい、他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

水質調査委託料ということで、海、川等々で調査をなされておりますけれども、26年度の調査では、どういう状況だったのか、特に異常があったのかないのか、このあたりお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

2カ所におきまして、糞便大腸菌の数字が高い数値が上がっておりますが、その後、その調査前に雨天が続いた関係もありまして、土砂等の流入による影響ということで、確認をとっております。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

次に、112、113、4款1項7目、4款2項1目、このページは全てですね。

いいですか、はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

113ページの、これは清掃総務費の13委託料の1番下のところに、環境美化看板製作委託料とありますけれども、この政策を委託した先は、町内業者なのかそれとも町外なのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

町内業者に委託をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、114、115、はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、113ページのところで、資源ごみ回収の報奨金というところがありました。

ここで子供会自治会等々の資源回収にあたっての報奨ということですが、過去からずっと資源回収やっておりますけれども、最近、民間の事業者の回収されるというところも出てきておりますけれども、ごみの回収量自体は、この間の推計というのは、減少傾向なのか、それとも変わらないのか、このあたり、分かればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

ごみの収集、資源の収集量といたしましては、この奨励金に関する分については、量的なものはちょっと把握を今資料的に比較するものを持っておりませんので、申し訳ありませんが、件数的、利用をされている子ども会とか、自治会につきましては、減少の傾向があるようになっております。

これにつきましては、子ども会で資源回収をした分と自治会で瓶回収をした分の奨励金となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、金子委員。

○委員（金子恵委員）

拠点回収の件で、常設の方が増えて、ある程度の利便性が増したのかなというふうに考えておりますけれども、この拠点回収での収集分と、この常設回収っていうの、両方比較して、常設が増えてるということは、拠点が減ってるんじゃないかというところも考えられるんですけども、実際のその数量としては、常設があるから拠点到って来れなかった人が、持って来て増えてるという感じなのか、それとも何ていうか、日曜日に持って行けなかった人がただ単に常設に持って来てるっていう感じなのか、その量的なものっていうのは増えてるのか。

そこをちょっとまずお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

全体的に収集量としては、減少しております。

ですので、常設の回収量が増えてるということですので、拠点の収集量ももう減ってきてるという形になります。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、金子委員。

○委員（金子恵委員）

常設というのは、わざわざ日曜日の朝に持って行かなくていいっていう、逆にそういう考え方もいらっしゃるんですね。

早く起きて、その日曜日の朝にわざわざ行かなくていい。

だからその常設に持って行けばいいっていう考え方もだんだん増えてこられてて、毎月一度のその拠点回収の時もだんだんご存知のように、うちの自治会はティッシュを頂けるんですけども、そのティッシュの量もだんだん減っていったるところで、ここはもうまさにこう住民負担っていうところで、そういうふう実際に感じてらっしゃる方がおられるのは目に見えて分かる。

その一つの結果として、その常設が増えてるところにあるのではないかというふうに考えるんですけども、所管の方としては、これは町長の政策の一つであるのでしょうけれども、どういうふうな考え方をお持ちかちょっと、決算ですので、関係ないかもしれないけど、答弁願えればと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

資源化物の拠点回収につきましては、町の施策として取り組んでいるものでございますし、こういう資源化物のリサイクルという観点からしまして、町としましては、今の現在の取り組みを進めていきたいと考えております。

そのリサイクルにつきましては、まだ常設の回収所を利用していただける方もリサイクル意識が高いものと考えておりますので、その辺を御理解いただければと思いますが。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

この問題はどこまで行っても、線路と一緒になかなか交わる場所ありませんけれども、他にありませんか。

114、115、ありませんか。

はい、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

し尿処理費に関して、この数字についてはですね、私監査員もしてますので、細かいことは申し上げられないっていうか、申し上げない方がいいんですけども、ちょっと下水道の絡みですね、下水道との。

整備している、いわゆる下水道の整備済区域においても、やはりこのし尿、いわゆる汲み取りをまだ行っているところ、いわゆる水洗化をしてない家庭があるからこういうふうな形でし尿処理が上がってきていると思うんですけども、やはりこれをどンドンどン水洗化率を、水洗化率っていうんでしょうかね、し尿処理を水洗化に全てしていくのがやはり経費の面からも有効ではないかなと思います。

そのし尿処理を行っているところに対して水洗化を促すような施策とか、或いは働きかけとかっていうのは、これは下水で行うんじゃなくて、環境対策の方で行うべきかなと思うんですけども。

現状、どのようなことをされているのか、お尋ねします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

木島課長。

**○環境対策課長（木島英利君）**

そのし尿の収集を行っている場所につきましては、下水道区域につきましては、下水道課の方で推進をしていただくような形をとっております。

下水道区域外につきましては、合併浄化槽の設置を本町としては推進しておりますので、新たに建て直しをされる場合は、もう合併浄化槽ということでお願いをしております。

で、あとどうしても費用的なものが掛かる関係もありますので、現在、し尿汲み取りをしてる方を合併浄化槽にっていうことではなかなか、その推進はまだしておりません。

**○委員長（喜々津英世委員）**

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

はい、そういうふうな下水との、整備済み区域は下水道法でという話なんですけれども、でも、いわゆる、整備区域であっても、し尿処理をしていけば環境対策は現在は費用を見るわけですね。

となると、そればかりではなかなかこう進まないのかな、なかなか下水の方で私、各聞いたところ、数件、年間整備されていくのは数件ですね。

ですので、やはり何らかしら手を、これ結局、幾らですかね。

ぱっと見ただけで6,000万ちょっとあったんですかね。

これにかかっている費用が、すいません、6,000万でない、4,000万円ちょっとですかね。

ぐらいですかね。

やはり、これは何ていうんですかね、減らしていかなば、かなりの負担になってると

思うんですね。

その為にも、本町は下水道普及率が高いと言われるんですけども、やはりこういったのがまだまだ残ってるというのは、ですね、将来的に見てもちょっと重荷になっていくのかな。

ですので、やはり連携を、もちろんそういったすみ分けは理解します。

ただ、やはりもっと連携をとってですよ、働きかけをしていって、本来ならもう少し工事費用の問題もやはり自分の区域以内は自分で工事をしないといけない、未整備区域については、大きな田舎って言ったらあれですけども、郊外で土地が広いと。

接続口までの距離が長いので工事費が負担が多いとかっていう話は聞くんですね。

そういったところに少しでも補助がして、長い目で見た時にですよ、やはり減らすっていう方策をこれからちょっと考えていかないといけないんじゃないかなと思いますので、そののところ、ちょっとすいません、質問に最後ならなかったですけども、環境対策課として、答弁をいただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

木島課長。

**○環境対策課長（木島英利君）**

先ほど委員さんが申されたように、どうしても費用的なものが掛かるものですので、下水道区域に残っている所にお住まいの方というのが、古いアパートに住まれてる方で、なかなかそのアパートの持ち主の方も家賃の関係とかがありまして、取り込めないような状態というのがあります。

一応下水道が普及してないところにつきましては、浄化槽の清掃の補助金ということで、町の方から、国の補助ももらって実施をしてるような状態なんですけど、今後どうしてもですね、最終的に何件になろうとも、どうしてもし尿の収集というのは止めるわけにはいかないものですので、一般廃棄物の処理の方に含まれますので、どうしてもこの仮設トイレとかも出てまいりますので、そのある程度の事業費というのは出てくる形になるかと思っております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。

他にありませんか。

はい、堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

117ページのし尿投入施設運転管理業務委託料でお伺いをしますけれども、これは25年か26年ぐらいからこのし尿を浄化センターに導入するようなことでスタートしてると思うんですけども、環境対策、実態は下水道になるのか知りませんが、ちょっと気になるのが、とにかくそのこれをやるということで、臭気、臭い等々で住民に迷惑を掛けないように色んな施策をやってですね、取り組んでいるというふうに思うん

ですけれども、現在の状況、26年度でも結構ですけれども、そういったところは十分にきちっと臭気を抑えた初期の計画どおりにしているのかどうか、特に苦情等も出ていないのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

下水道にし尿投入を始めましてから、今のところ、臭気に対する苦情というのは、環境の方に上がってきておりません。

下水道の方からもそのような事があったということは聞いておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

はい。

他にありませんか。

116、117まで行きます。

この上段の方ですね。

あと、歳入、歳出、それから、主要な施策の成果に関する報告書と含めて何かありましたら。

はい。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果に関する報告書の24ページのきれいなまちづくり推進事業についてお伺いしますが、この項目の中で1番最後のところに公害という欄がありまして、騒音、振動、悪臭、水質等の発生を未然に防ぐ、この監視・指導を行うとありますけれども、全般的にこの26年度で、苦情と言いますかね、苦情があつてゐるものがある、どのくらいあるのか、それ解決しているのかそれともまだ継続中なのか、このあたりの26年度の状況というのが分かればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

全体で26件の苦情が起こっております。

そのうち悪臭が13件、騒音が7件、水質汚濁が4件、あとその他の件数になっております。

悪臭につきましては、ほとんどそのうちの10件が野焼きによる苦情が主になっております。

だいたい苦情の主が野焼きが多くなっております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

その中で騒音が7件とありますけれども、この騒音というのは一時的なものなのか、それとも1カ所で度々発生してそういう迷惑を掛けている状況があるのか。

これ、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

騒音の中身について、木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

騒音のほとんどが一時的なものが多いんですが、一カ所だけ住宅に隣接する所の資材置き場に対する苦情があっておりますが、その分につきましては、まだ町としましてはその業者の方にも、そういう苦情がある事をお伝えして、一部改良されてるんですが、まだ苦情の申し立ての方とは御理解を得てないような状態だと考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか、はい。

はい、安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ごみ袋の件でちょっとお尋ねをします。

ごみ袋の、この委員会でも、以前からごみ袋の2町の統一化ですかね、話をしました。

組合会の一般質問でも出ていたと思います。

そんな時の回答は、両町協議とかっていう話、協議をしていくって話だったんですけども、現実問題どうなんでしょう。

これはある程度結論が出てるんですかね、ちょっとそのそのそこを伺います。

○委員長（喜々津英世委員）

木島課長。

○環境対策課長（木島英利君）

ごみ袋につきましては、昨年ごみ袋の変更、今年度春からごみ袋の大きさの変更をさせていただきました関係で、時津町と施設組合を含めまして協議をさせていただきましたが、大きさにつきましては、両町とも同じ規格ということでなりましたが、金額につきましては、どうしても折り合いがつかず、独自の金額を現在実施をしている状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

それもなんですけども、ごみ袋の統一ですよ。

両町、もう同じ施設で処理をするのだから、同じごみ袋でいいのではないかと、いう提案が多分色々あったと思うんですよ。

私が提案したわけじゃないんですけども、現実問題どうなのかな。

私は両町の、そのいわゆる費用負担の問題ですね。

それと、ごみ袋統一することによって、例えば大型スーパーとかで売られた場合、誰が買ったかはっきり分からんわけですよ。

時津の店で長与町の人を買って長与でごみを捨てられると、費用は時津に行くけども、負担は長与。

ごみはどうなんですかね、そういったのがありますよね、何かこう費用負担がごちゃごちゃになる部分。

ですので、現実無理じゃないかなと。

ちょっと、もうそろそろですね、その部分だけはっきりをしてないのかなと思ってですね、ちょっと再度お聞きします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

木島課長。

**○環境対策課長（木島英利君）**

委員さんが申されるような形で、事なんです、袋につきましては現在長与町内では販売をいたしておりませんので、その分につきまして、町で販売手数料を支払っているような形になりますので、一括するとなりますと、町で製作という形ではなくて組合で製作という形になりますので、その辺がまだ話がつかず、今のところ町だけの政策という形になっております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか、他にありませんか。

異議なし、質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

これで環境対策課所管を終わります。

御苦労さまでした。

場内の時計で35分まで休憩します。

（11時25分～11時35分休憩）

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これから介護保険課所管を行います。

議案の説明を求めます。

富永課長。

**○介護保険課長（富永正彦君）**

それでは介護保険課所管につきまして、平成26年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書により御説明をいたします。

まず歳入の部でございます。

20、21ページをお開きください。

11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節老人福祉費負担金、老人福祉施設入所者費用徴収金109万5,900円でございます。

これ養護老人ホーム措置入所者からの入所費用の徴収分でございます。

年度末現在4名の方が措置入所をされておられます。

次に、高齢者生活福祉センター利用者負担金101万1,603円でございます。

これはのぞみの杜にあります高齢者生活福祉センターの入所者から、利用者負担金として徴収をしているものでございます。

年度末現在11名の方が入所をしておられます。

次に、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金でございます。

480万9,546円、これは広域連合で行っている後期高齢者医療事務につきまして、当町からの派遣職員1名分の給与の精算分でございます。

次の12款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節社会福祉使用料、老人福祉センター丸田荘使用料でございます。

184万5,730円でございます。

丸田荘の総利用者数は、3万1,023人となっております。

続きまして、26、27ページをお開きください。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金2節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）1,051万2,000円のうち750万7,000円が所管分でございます。

これは、後期高齢者のうち原爆をお持ちの方への医療給付に対する国庫補助となっております。

次に、地域介護福祉空間整備等交付金766万8,000円でございます。

これは、生活支援ハウスのぞみの杜へのスプリンクラー設置補助金に対する交付金でございます。

続きまして、28、29ページをお開きください。

14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の上から3行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金、4,608万328円でございます。

後期高齢者医療では所得に応じて保険料を軽減する制度がございますが、その為に不足する保険料を補てんするため、町が一般会計から後期特会へ保険基盤安定繰出金として繰り出す額の4分の3を県が負担するものでございます。

次に30、31ページをお開きください。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金でございます。

1行目の在宅福祉事業費補助金162万1,000円、これは老人クラブ等の活動に対する県の3分の2の補助金でございます。

年度末現在32クラブ、1,734人分と連合会活動への補助金となっております。

2行目、福祉のまちづくり推進事業補助金でございます。

これは介護給付を受ける65歳以上、所得税35万円以下の世帯の方が、住宅改造を行う場合に、町が11万円を上限として補助する額の2分の1を県が補助するものでございます。

26年度の実績は1件となっております。

次に3行目、介護保険低所得者特別対策事業費補助金6万円でございます。

これは社会福祉法人等が生活困窮者に対する介護保険サービス利用者負担額の減免を実施した場合に、その対策費として市町補助額の4分の3を県が補助するものでございます。

26年度の実績は時津荘の対象者1名に対しまして、2万6,000円の補助をしておりますので、その4分の3の1万9,000円が本来の額となりますので、差額につきましては27年度で精算をすることとなっております。

4行目の地域介護福祉空間整備等交付金1億1,600万円。

と、5行目の施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,647万2,000円につきましては、平成25年度の繰越事業分でございます。

この事業は、地域密着型特別養護老人ホーム建設に向け、平成25年度事業として、計画されたものでございますけれども、建設経費の補助分と運営に際しての法人の設立、施設備品の整備等を助成するもので、全額県補助金となっております。

6行目の第29回全国健康福祉祭ながさき大会開催準備事業費補助金7万5,000円は、平成26年度に開催されましたねんりんピック栃木大会への職員視察旅費に対する県の補助金でございます。

続きまして38、39ページをお開きください。

17款繰入金1項特別会計繰入金2目後期高齢者医療特別会計繰入金1節の後期高齢者医療特別会計繰入金4万1,100円でございます。

これは平成25年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴う一般会計の繰り入れでございます。

42、43ページをお開きください。

19款諸収入4項受託事業収入1目後期高齢者医療受託事業収入1節後期高齢者医療受託事業収入でございます。

後期高齢者医療健康診査受託費625万2,858円、と、後期高齢者医療肺炎球菌ワクチン接種受託費の49万5,000円でございます。

これは広域連合が実施いたします後期高齢者の健康診査業務並びに保健球菌ワクチン接種を受託したものでございます。

健康診査の方では802名の方が受診、ワクチン接種では165人の方が接種をされております。

次に、5項1目1節雑入の7行目、上から7行目、清涼飲料水自動販売機設置使用料

344万6,997円のうち、7万2,000円が所管分でございます。

これは丸田荘に設置しております自動販売機の設置使用料6,000円の12カ月分でございます。

一行挟みまして、各種施設電話使用料5万9,533円のうち、5万1,183円が丸田荘分でございます。

44、45ページをお開きください。

上から3行目の丸田荘使用料332万7,658円は、社会福祉協議会への1階部分の賃貸料でございます。

月10万円と光熱水費の半分で頂いておるところでございます。

7行下の後期高齢者医療制度特別対策補助金83万4,225円は本町が実施しております、後期高齢者に対する入浴施設等利用補助金に対する広域連合からの補助金でございます。

12行下になります。

老人福祉施設措置費返還金（過年度）と書いてある、ちょうど中ほどになると思います。

3万5,724円、これにつきましては特別養護老人ホーム入所措置に要した費用28万1,656円の精算に伴う返還金のうち、25年度分に係る過年度分返還金でございます。

今度は下からになります、下から9行目、診療報酬返還金25万3,266円は平成17年老人医療費の不正請求に伴う診療報酬の返還金が、26年度に直接返還されたため、雑入で受けたものでございます。

以上が歳入の部でございます。

続きまして、歳出の部の方にまいります。

100、101ページをお開きください。

3款民生費3項老人福祉費でございます。

まず、1目でございます。

老人福祉総務費8節報償費、長寿者敬老記念品代230万5,000円は、90歳以上99歳までの432人の方に5,000円の長与町共通商品券、100歳到達者10名の方に1万円の記念品、101歳以上の9名の方に5,000円の記念品を贈っております。

次の養護老人ホーム等入所判定委員会委員報償費は、養護老人ホーム等措置入所に係る入所判定委員会開催時の報償でございます。

平成26年度は5回開催をしております。

委員5名のうち、2名は行政の為に実質3名分の支出となっております。

長寿者敬老祝い金896万円につきましては、77歳が316人、88歳が160人、にそれぞれ1万円と3万円を銀行振込みでお贈りをしております。

100歳到達者10人の方には、それぞれ誕生日に町長が直接10万円を支給しております。

9節旅費の普通旅費につきましては、会議出席等への旅費となっております。

研修旅費につきましては、ねんりんピック栃木大会への職員2名の視察旅費でございます。

11節の需用費につきましては、消耗品費51万1,076円のうち、21万8,326円と食糧費の11万286円、印刷製本費23万496円を除き、全て丸田荘分でございます。

なお食糧費につきましては、県ねんりんピックの出場選手に対する弁当とお茶代でございます。

12節の役務費につきましては、電話料から総合保険料まで全て丸田荘分となっております。

福祉電話料につきましては、緊急通報装置のレンタル料で、利用者は年度末現在17名となっております。

13節の委託料でございます。

丸田荘管理委託料は、丸田荘の管理業務をシルバー人材センターへ委託しております。開館時間は正午から6時までとなっております。午前9時から6時まで1人、正午から2名を追加し、計3名の体制でお願いをしているところでございます。

長崎縣市町村社会福祉振興財団事務委託料は、養護老人ホーム措置費3名分の支払い事務を委託したものでございます。

高齢者生活福祉センター運営事業委託料は、のぞみの杜にあります生活支援ハウスの運営委託料でございます。

丸田荘施設管理保守委託料は、丸田荘の施設及びボイラー等ハード部分の管理及び保守、それと機械警備の委託料となっております。

102、103ページをお開きください。

14節使用料及び賃借料は車借上料を除き、全て丸田荘分でございます。

なお、車借上料につきましては、ねんりんピック栃木大会視察時のレンタカー代となっております。

18節備品購入費は、丸田荘に掃除機を1台購入したものでございます。

19節負担金、及び補助及び交付金でございます。

老人クラブ活動費補助金は32クラブ、1,734人の会員に対する補助金及び連合会活動に対する補助金でございます。

長崎県すこやか長寿財団負担金は、当該財団に対する市町負担金となっております。

長与町住宅改造助成事業補助金は、先ほど歳入で御説明いたしましたが1件分となっております。

入浴施設等利用補助金は、65歳から74歳までのすこやか入浴施設利用補助金、8

万6,437枚分の補助分でございます。

第29回全国健康福祉祭ながさき大会開催準備事業費補助金につきましては、ねんりんピック栃木大会への視察旅費として競技主管団体であります長崎県ターゲットバードゴルフへの町補助金として支出をしております。

20節の扶助費でございます。

老人福祉施設措置費は、養護老人ホームへ入所されてる方、年度末現在4人分の措置費となっております。

要援護高齢者等ふれあい給食支援事業助成金は、低所得者に対する1食100円の補助2,393食分でございます。

2目介護保険費の2、3、4節は介護保険課職員の給料、手当関係でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございます。

社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金は、社会福祉法人が低所得者に対し介護給付本人負担分の1割と食費等の負担を減免した場合に、社会福祉法人に対して補助を行うものでございます。

地域介護福祉空間整備事業ですけども、先ほど歳入でも御説明しましたが、25年度の繰越分となっております。

長与光彩会の建設補助金1億1,600万と平成26年度事業でありますのぞみ会のスプリンクラー設置の補助金766万8,000円。

それと、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金は、長与光彩会の開設準備に対する補助金でございます。

23節償還金、利子及び割引料、社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金返還金は、平成25年度分の返還金となっております。

28節繰出金、介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分と事務費繰出金でございます。

昨年度比で859万8,027円、2.53%の増となっております。

次に104、105ページをお開きください。

3目後期高齢者医療費でございます。

13節委託料、後期高齢者健康診査委託料は広域連合から受けた健康診査業務を国保連に委託して実施しております。

802名の方が受診となっております。

19節負担金、補助及び交付金でございます。

後期高齢者医療療養給付費負担金は制度負担分の12分の1の分でございます。

入浴施設等利用補助金は75歳以上後期高齢者の入浴補助券4万2,521枚分でございます。

後期高齢者葬祭費につきましては、亡くなられた方への葬祭費として、町より234名の方に1万円を支給したのとなっております。

28節の繰出金は後期特会への事務費の繰出金1,531万585円と保険基盤安定繰入金の6,144万439円でございます。

最後に190ページをお開きください。

(4) 出資による権利、の長崎県、下から5行目ですね、長崎県すこやか長寿財団でございます。

年度中の増減はございませんで、年度末現在高は103万7,000円となっております。

以上、平成26年度一般会計歳入歳出決算の介護保険課分でございます。

なお、別冊の主要な施策の成果に関する報告書、38、39ページに介護保険課分を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、説明が終わりました。

質疑といきたいところですが、もうまもなく12時になる、質疑は13時からということで、今回はここで、これにて休憩に入ります。

ご苦労様でした。

はい、それでは委員会審査を再開します。

介護保険課の説明を受けておりますので、これからは質疑を行います。

歳入の部、20、21ページ、11款1項1目、ここで何かありませんか。

丸田荘使用料。

11款、これ1目の労働福祉、3節ですね。

いいですか。

次に、ちょっととびます。

26、27、13款2項2目。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

すいません、ちょっと21ページに戻っていただいて、老人福祉費負担金の中で高齢者生活福祉センター利用者負担金、のぞみの杜の中の生活支援ハウスの分ですかね。

ここが11人ということですが、実際の定員に対する充足率というか、定員に対してどのくらいの状況なのか、よろしいでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

富永課長。

**○介護保険課長（富永正彦君）**

定員は12名となっております。

年度末現在で11名です。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

次に26、27でありますか。

28、29、14款1項1目後期高齢者医療保険基盤安定負担金4,608万。

はい、じゃ、30、31、14款2項2目3節か、老人福祉費補助金、県補助金、いいですね。

では38、39、17款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金。

はい、次に、42、43、19款4項1目、それから5項1目、まず4項、後期高齢者医療受託事業収入ですね。

これは、5項は、雑入です。

介護は、清涼飲料水の自販機の使用料7万2,000円。

各種施設の電話使用料、5万1,183で言うたかね、もう一つ何かなど。

次のページ、44、45で上から3番目の丸田荘利用料。

これ社会福祉協議会への賃貸料ということです。

332万7,000。

後期高齢者医療制度特別対策補助金83万4,225円、これも介護。

老人福祉施設措置費返還金3万5,724円、それから、下から8行目ぐらいかな、診療報酬返還金25万3,266円、これだけが介護関係だったと思います。

いいですか。

はい。

次に、歳出に移ります。

100ページからいきます。

100ページが3款3項1目老人福祉総務費です。

次のページまで。

ここで丸田荘の費用等が出てまいります。

ありませんか。

何もなければ、せっかく、所管も準備をしておりますので。

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

103ページよろしいですか。

それでは、施設開設準備経費助成特別対策事業の、これ県の補助金ということで、1,647万2,000円の、のぞみの杜と光彩会かがやきの分の開設費用との入居、運営費ということだったんですが、この光彩会のががやきは65歳以上の介護認定者の方達における定員29床の施設だと思うんですけども、これに対する個別的なそのかがやきの助成金の額と、それから29床の満所してるのか、それとも満所してないのか、現在の定員を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

日高係長。

○介護保険課係長（日高拓郎君）

かがやきに対する町からの補助とかそういったものは、その開設、建物を建てるものについて、こちらで補助の方をさせていただいてますけれども、運営が始まってからの補助というものはございません。

で、今現在ですけれども、かがやきの方は満所になっております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

そのかがやきの中の、施設の中の地域交流センターっていうのがありますけれども、これは介護施設の、施設の中の行事等をですね、したりとか地域住民に開かれた介護施設として、長与町、長崎県でも特にですね、発展的な施設ではないかなというふうに思うんですが、その時に災害時等の時に住民も避難が出来るような形で開設をしたと思えますけれども、今のその利用状況ちいうのはどうなんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

日高係長。

○介護保険課係長（日高拓郎君）

今の現在の利用状況ですけれども、特に大きな災害、今までに、警報等が出された時に避難場を開設させていただいてますけれども、あちらについてあくまでも福祉避難場ということで、福祉課の方で確か協定を結んでたかと思えますけれども、そういった一般の避難者ではなくて、介護等必要な福祉的に必要な方を避難させるということで、最近出た警報では特別に避難場として開設をしたりはしてない。

地域交流センターなんですけれども、こちらについては地域との交流ということで、開所式でもありましたけれども琴の尾太鼓ですね、あちらの練習とかそういったものを使用させていただくようなお話は聞いているんですけれども、実際現状のところはちょっと把握をしてないところです。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら、26年度中にはそのヨガ教室とか料理教室は行われてないということですね、って理解してよろしいですね。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、日高係長。

○介護保険課係長（日高拓郎君）

26年度のその正確なところをこちらでも把握はしてないんですけれども、3月開所

したもので、特段あってないかとは思いますが。

○委員長（喜々津英世委員）

もしも所管が違うということで、その旨を先に答えてください。

お願いします。

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、101ページに戻ってしまうんですが、丸田荘の施設管理保守委託料ということで、御説明の中でこれはハードの部分だということであったと思うんですよ。

多分ボイラーとかの点検も入るんでしょうか。

度々以前不具合が起こってございましたけれども、26年度の決算も含めて、改修がなされた後は、順調に今後ともしばらくは大丈夫な状況なのか。

このあたり分かればお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

小林係長。

○介護保険課係長（小林純子君）

ボイラーについては修繕を行わせていただきましたけれども、建物自体の劣化がありますので、今後とも、修繕費は幾らかずつは掛かっていくかと思われます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

いや、建物の老朽化という話でしたが、町内の施設の中では比較的新しい方じゃなかったかなと思うんですが。

因みにどのくらい経ってるのかと、やっぱりもう老朽化が顕著に色々出てきているのかとか、このあたりお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

小林係長。

○介護保険課係長（小林純子君）

平成13年4月に出来た施設ではあるんですけども、建物自体にクラックが入っておりまして、そのクラックを修繕するには、壁の修繕だけじゃなくて中にボンドを入れるところから始まりますので、そういった意味で、建物の歪みというのが起きているように理解しております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、次103ページの方で、負担金、補助及び交付金の中の入浴施設等利用補助金のところですが、ちょっと私の勘違いかもしれないので確認させてもらいたいんですが、以前入浴補助を国保の方でされてたのが、国保財政が厳しいということで介護の方でそれを見るようになった分がここに該当するのか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、小林係長。

○介護保険課係長（小林純子君）

御説明申し上げます。

国保の方では、確か60歳から国保に加入してる74歳までの方に差し上げてたかと思うんですが、これはその制度がなくなって65歳から74歳までの方に一般会計で補助をしてる分をここに計上させていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、分かりました。

その分、また後で後期の方でも出てこようかと思うんですけども、議会の方でもまた住民の方からも、この入浴の補助のことで恐らく、お風呂に入らない人について、別途、例えば交通費の方に、の補助とか、そういったものに回せないかという、私の方も相当来ているので、恐らく担当課の方にも相当そういう要望があるろうかと思うんですが、このあたりについての色々な難しいハードルがあるみたいな話も聞いてますが、なかなか厳しいのかどうか、それとも前向きな出来ないのかどうか、このあたりいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

はい、委員御指摘のとおりですね、この入浴券につきましては本会議の方でも何度か質問を受けた経緯がございます。

この入浴券そのものにつきましては、基本的にはですね、その健康増進、高齢者の方々がお風呂に入って皆さん一緒に入ってる方とですね、そういう親睦等々深めることも含めまして、健康増進の意味での補助ということでの位置付けで、今までまいってきている経過がございます。

タクシー券とかバス券とかですね、様々な色々な代替案もいただいておりますけども、以前もそのタクシー券並びにバスの回数券等につきましては、検討をしてみたいんですけども、この今現在行っております補助額に見合うバスとかタクシーとかですね、そういうものに見合うだけの対象物がないと。

例えば、長崎バスのスマートカード、あのあたりも3,000円が最低ということになっておりまして、今うちが行っております補助額ではちょっと賄い切れないということで断念をしたという経緯がございます。

改めて今度、介護保険の方でもですね、総合事業の中で生活支援というものが出てまいりますので、その中で移動支援等々を考えていく中でですね、入浴補助券と何とかまいバランスがとれるようなものがないかということを検討してまいりたいということで考えております。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

101ページの長寿敬老祝金の件でございますけども、800万ちょっとですけども、25年と比較すれば100万ぐらい上がって、これは別に問題じゃないんですけど、長生きしてもらって祝い金を貰う人が多くなるということは、結構なことだと思いますけども、それで段々今後、こうそういった貰う人が増えてくるわけですので、そういった対策として今後そういったこう見直し等は考えておられないのか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

富永課長。

**○介護保険課長（富永正彦君）**

委員御指摘のとおり、今年度が890、祝い品と祝い金でですね、896万。

昨年度が776万ということで、1年で120万の増額という形になっております。

御承知の通り、皆さんが今お元気で長生きをされる関係でですね、特に、これから先、団塊の世代がどんどん増えて高齢者の数が上がっていくということで、ここの経費をそのままいくと、相当な経費、莫大なものになっていくだろうということで考えております。

今一つ、内部で協議をしておるところにつきましては、77歳のところをですね、何とか減額するなり廃止するなりしてその分の浮いた経費と言いますか、その経費をまた別のですね、高齢者支援の事業に回すことができないかということについては検討をしているところでございます。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

では、ちょっと質疑をしますので、委員長を交代します。

**○副委員長（中村美穂委員）**

質疑はありますか。

はい、喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

丸田荘の話が先ほども出ましたけれども、ちょっとこの件でお尋ねします。

丸田荘に係る歳入歳出、この数字を、恐らく出ておると思うんですが、これをまず教えていただきたいと思います。

○副委員長（中村美穂委員）

富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

えっとですね、丸田荘の全ての歳入歳出については、一つに整理をしたものがちょっとございません。

光熱水費等は需用費になってしまうんですけども、そこは今から足し算をして作らせていただきますので、暫くお時間を頂きたいというふうに思います。

歳入と歳出でよろしいですね、丸田荘に係る分。

申し訳ありません。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

最近、ボイラーの修理とかそういったものが一段落してね、あんまりそのランニングコストも掛からんというふうには理解しとるんですが、基本的に、油代も相当高くなるとし、本当にそういう高齢者の福祉増進に役に立っとるのかなあという私は思いもしております。

前、もう辞められたOBの方が、あれのなくなってしまうと丸田のもんは困ると。

そういう話まで出て、丸田の人の温泉施設じゃないわけですけども、基本的にやっぱり広く町民に利用されておるという意味からいくとなかなか難しいものがあるんじゃないのかなと。

そういったことですね、私は監査をしとる時にも若干言ったことがあるんですが、使用料の収入、それからその他の収入ひっくるめて、水道光熱電気、或いは管理に掛かる費用、そういったものをして丸田荘としての収支を、決してこれは利益を出す為にとという意味じゃなくて、現実にどれだけ掛かっておるのか、そうすると、今の入浴料の料金、こういったものもやっぱり、利用者、町民の皆様方につまびらかにオープンにして、使用料、手数料の改正とかね、そういったものも必要じゃないのかなという思いがあって言っておったんですが、最近はそのなかなかそういうボイラーの補修等が終わって、費用が頻繁に出てこないということもあって、意外と議論がされてないんですけども、そういったことも、そういった考えでおるもんですから、質問したわけですね。

そのあり方について、もう一遍この辺で検討すべきじゃないかなという思いがするんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○副委員長（中村美穂委員）

富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

先ほどお尋ねいただいた収支でございます。

丸田荘に係る経費、収入につきましては529万6,571円。

5296571。

支出の方でございますけども、2,373万9,744円。

23739744でございます。

差額が1,844万3,173円、18443173でございます。

先ほど、御質問の丸田荘のこの支出が圧倒的に多いわけでございますが、この件につきましてはボイラー修理ですね、前は25年度でボイラーの改修をいたしておりますけども、その段階、それ以前からですけども丸田荘については、支出超過がでかい、大きいということで内部的には問題視をしてきたところでございます。

基本的に毎年、2,000万弱が赤字状態というような状況でございます。

これをどういふふうに埋めていくかということで。

一つの方法としてはですね、先ほど社会福祉協議会に賃貸料を貰ってるという部分がございます。

ここの部分につきましてもですね、ちょっと月額10万円と光熱水費の免責案分ということで受け取っておりますけども、このあたりちょっと安過ぎるんじゃないかと、相場としてですね。

そのあたりを踏まえて、社会福祉協議会の賃貸料について幾らか見直しをしてですね、増額の方での見直しを行って幾らかでもその赤字補てんに回せないかということをやっと検討はしておるところでございます。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに社会福祉協議会からも332万7,000円ぐらいあったかな、貰っておるといふ、逆にこっちから上げようとするれば社協に対する、そのまた補助が、増えていくということであれば、堂々巡りになってきますのでね、私はそういうことも踏まえてね、やっぱり丸田荘のあり方について、もうそろそろやっぱり検討すべき時期があるんじゃないかなかなと。

利用するならば、あそこの利用をどうしたらもっと延ばせるかとか、そういったものも、総合的に止めてしまえという意味じゃなくて、そういったマイナス部分が多い要素をいかに少なくして、町民の憩いの場として提供していくか、そういう仕組みもやっぱり考えていく時期であるというふうにするもんですから、丸田荘のあり方についてという質問をしたわけで。

そこらへんについてどのように考えておられるのか。

○副委員長（中村美穂委員）

富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

ただいま御指摘いただいた内容につきましてはですね、丸田荘のあり方そのもの、あとは利用促進、そのあたりもですね、十分に検討を重ねてよりよい方向に向けていきますように検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

101ページから105ページ、何かありましたら、いいですか。

はい、これで質疑を打ち切ります。

財産に関する調書、190ページだったかな、出資による権利ですね、（4）の出資による権利、県のすこやか長寿財団に103万7,000円の出資をしておると。

それから、あと、主要な施策の成果に関する報告書が38、39ページというふうに言われた。

この歳入歳出、それから今申し上げたところ踏まえて、質疑あれば。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果のところの介護保険特別会計の部分なんですけれども、以前、先進地をちょっと見に行った時に感じたのが、いろんな介護予防事業とか色んな支援事業の民間のそういった色んな施設がありますけれども、そこを住民の人が利用しやすいように、各自自治体が色んな交通手段を結構きめ細かにですね、配置している状況を見て、非常に住民が使いやすいなというふうに思ったんですが、長与町の場合、コンパクトな、非常にコンパクトな町というのも一点はあるのは理解しますけれども、そういった点での、そのあたりを取り組むっていうのでできないものなのか、これはまた住民の方からですね、なかなか行きにくいというような話もあるんですが、そういった声に来てないのか、或いはそれとあわせて、そのあたりの交通手段の確保などは検討されてないのか。

このあたりをお聞きしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○介護保険課長（富永正彦君）

はい、主要な施策の成果ということで、こちらに書いております介護給付費及び地域支援事業等につきましては、事業所の方がその輸送サービスを行っているものも当然入っております。

あと、地域支援事業の中で町が独自でエンジョイ貯筋教室を開催しておりますけども、こちらの方につきましても輸送のサービスを含めて行っておるところでございます。

はい。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

納得いきました、はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、ちょっと、そしたら私の方の理解不足だったのかと思いますが、例えば具体的な移送といいますと、私が先進地で見したのは、マイクロバスみたいなのをその自治体が仕立てて、それで巡回をするというようなことだったんですが、こういった輸送手段。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

再開します。

他にありませんか。

はい、ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これで、介護保険課所管を終わります。

御苦労さまでした。

場内の時計で45分から行います。

福祉課を行います。

（13時34分～13時42分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

皆さん、こんにちは。

ちょっと予定を変更しておりますけれども、これから福祉課所管を始めます。

福祉課の中で、保育所がありますけれども、保育所の方からですね始めさせていただきたいと思います。

議案の資料の説明をお願いします。

はい、村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

それでは福祉課所管の高田保育所分について御説明をいたします。

事項別明細書の94、95ページをお開きください。

1番下の行の3目高田保育所費からが高田保育所所管になります。

それでは96、97ページをお開きください。

1節報酬の保育専門員報酬について、当初では保育の充実を図る為に、1名増員の予

定でありましたが、保育士の病気等の為に急遽もう1名増員をしまして、26年度は高田保育所に保育専門員を5名配置をいたしました。

7節賃金については120万ほどの減額となっています。

次に15節工事請負費は、玄関入って左側の1階から2階へ上がるスロープの手すりにすき間がありまして、そこから子供さん達が物を落とすことがあると非常に危ないということで、隙間を埋める工事を行っております。

他については例年並みになっております。

どうぞ宜しくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

高田保育所は、歳出だけのでありますけれども、まず95ページ、95、96も併せて。

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

失礼しました。

歳入が1件だけございます。

すいません。

事項別明細書の20ページ、21ページをお開きください。

20ページ、21ページですね。

11款分担金及び負担金1項負担金の1目民生費負担金1節児童福祉費負担金の中の上から2つ目のスポーツ振興センター共済保護者負担金、これが高田保育所の分になります。

宜しくお願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出、併せて、結構です。

次は、あられる方はどうぞ。

はい、堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

これ26年度決算での確なのかちょっと、自信がないんですが、以前、この新しい高田保育所をした後に、確か裏手の桜の枝や葉っぱやが落ちて、非常に職員さんがその清掃とか対処に非常に大変な苦慮されてるという話がありましたが、この点についてはもう解消されたのか、それともこれはもう暫くはかかる、そういう状況が続くのか、このあたり分かれば御説明いただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、鍬取所長。

**○福祉課高田保育所長（鍬取由美君）**

一応予算は27年度分で頂きました。

そして今、現状維持ですね、掃除をまめにやっております。

で、とりあえず緊急度の高い方の工事とか色んなのを計画しております。

今はまだ現状維持です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。

他にありませんか。

いいですか。

いいですか。

はい、じゃ、保育所関係の質疑はこれで終わります。

保育所の皆さん、ご苦勞様でした。

退席されるまで、暫く休憩します。

はい、再開します。

これから、福祉課所管のを行います。

再度、説明をお願いいたします。

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

それでは、改めまして、福祉課所管について御説明をいたします。

歳入総額20億103万8,752円、歳出総額は28億414万2,409円です。

25年度と比較をしますと、歳入額4,830万の増額、歳出は8,300万円の減となっています。

それでは、事項別明細書に基づき説明をいたします。

20ページ、21ページをお開きください。

11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分が福祉課所管になります。

1節の児童福祉費負担金、保育料ですが、収納率では98.9%と前年度より0.3%の減ですが、収納金額については前年比565万100円の増額となっています。

収入未済額250万2,000円は29世帯分となっています。

2節の保育料滞納繰越分の収入は549万9,551円で、収納率が25.6%と4%の増。

収納未済額は1,598万4,549円となりました。

滞納の世帯数にしては47世帯となっています。

次に24、25ページをお開きください。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は、2行目から4行目が福祉課の所管になります。

障害者自立支援給付費負担金2億1,891万2,754円は、サービス等給付費並び

に障害者医療費の2分の1国庫負担金です。

主要な施策にも掲載をさせていただいております。

次の障害児施設措置費負担金3,528万3,561円は、障害児通所給付費に対する2分の1の国庫負担金となっています。

2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金も福祉課所管となっています。

次に26ページ、27ページをお開きください。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金は全て福祉課所管です。

地域生活支援事業補助金は2分の1以内の補助金、障害支援区分認定等事業費補助金は2分の1の国庫負担金のみで、県負担はありません。

地域福祉等推進特別支援事業費補助金は、社協に委託をしています地域福祉事業に対する補助金となっています。

4行目から7行目は26年度から始まりました臨時福祉給付金事業の支給額と支給事務費に対する補助金です。

臨時福祉給付金は1万円を2,410名の方に、1万5,000円を2,807名の方に、子育て世帯臨時特例給付金は5,571名の方に1万円をそれぞれ支給をしています。

全額国庫補助金となっています。

2節老人福祉費補助金の1行目、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)とありますが、この中の300万5,000円が福祉課所管になっています。

原爆被爆者の健康生活相談事業に対する補助金で、掛かった費用の全額が国庫補助金となっています。

次に、28、29ページをお開きください。

3項委託金2目民生費委託金。

はい、失礼しました。

すいません、ちょっと緊張しております。

28、29ページですね。

3項委託金2目民生費委託金2節児童福祉費委託金、特別児童扶養手当事務委託金が福祉課所管です。

手当の対象者は95名となっています。

次に14款県支出金1項県負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金と、4行目障害者自立支援給付費負担金(過年度精算分)、5行目の障害児通所給付費等負担金が福祉課の所管です。

いずれも事業費の4分の1が県費負担となっています。

2節保育所運営費負担金も福祉課所管で、事業費の4分の1が県負担金です。

3節児童手当負担金も福祉課所管で、3歳未満の被用者のみが45分の4件負担、その他の対象者は6分の1が県負担となっています。

次に1番下の行、2項の県補助金です。

30ページ、31ページをお開きください。

2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金は全て福祉課所管です。

いずれも例年並みとなっています。

次に2節児童福祉費補助金も全て福祉課所管です。

3行目の安心こども基金事業費補助金は6,725万円のうち、保育緊急確保事業が5,790万8,000円。

この中に認可開校ですとか保育士の処遇改善、放課後児童クラブの開所時間の延長支援等が含まれています。

残りの934万2,000円が電子システム構築事業で、子ども子育て支援新法に伴うシステムの改修を行っています。

収入未済額の6,569万円は、おおとり保育園の建設費用分になっています。

前年度より増額となった要因は、保育緊急確保事業の補助額がそれぞれ増額となったこと、子ども子育て支援新法に伴いシステムの改修を行ったことが大きな要因となっています。

5行目の児童健全育成事業振興補助金は、放課後児童クラブの運営補助金に放課後児童クラブの新設補助金が新たに追加をされています。

次に34、35ページをお開きください。

3項委託金の2目民生費委託金1節社会福祉費委託金は3項目とも福祉課所管になっています。

次に15款財産収入1項財産運用収入です。

36、37ページをお開きください。

2目利子及び配当金1節利子及び配当金の4行目地域福祉ボランティア基金運用収入、13万7,839円が福祉課所管です。

16款寄附金1項寄附金3目民生費寄附金1節社会福祉費寄附金30万7,652円が福祉課の所管です。

昨年は2件の寄附を頂いております。

次に38、39ページをお開きください。

8目ふるさと長与応援寄附金1節ふるさと長与応援寄附金の24万円のうち、2万円1件が福祉課所管になっています。

次に17款繰入金、基金繰入金です。

40、41ページをお開きください。

8目地域福祉ボランティア基金繰入金1節地域福祉ボランティア基金繰入金の3,284万5,000円が福祉課所管です。

おおとり保育園新築工事の補助基準額、1億3,138万円のうち、4分の1がこの金額が町の負担となっております。

次に19款諸収入です。

42ページ、43ページをお開きください。

3項貸付金元利収入1目貸付金元利収入1節貸付金元利収入の収入未済額343万4,050円が福祉課所管になっています。

これは災害援護資金貸付金の元利回収金で、収入未済が4件残っております。

26年度の収入がありませんでした。

次に、5項雑入1目雑入1節雑入の下から4つ目、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金13万633円と1番下の雑入19万8,649円年のうち、5万9,889円が福祉課の所管になっています。

次のページをお開きください。

1番上の児童手当返還金(過年度過払分)6万円と、上から8番目の電柱等設置使用料2万9,845円のうち、480円が福祉課所管です。

その6行下の過年度町外障害児通園事業負担金精算金、22万9,868円とその下の福祉医療費返還金22万4,372円が福祉課の所管となっています。

歳入は以上です。

次に歳出です。

84、85ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は全て福祉課所管となります。

前年度と比較をしまして増減があったところにつきまして、順次説明をしたいと思っています。

福祉課の職員体制につきましては、平成26年度から1名増員となり16名体制となりました。

1名増員とはなったものの、臨時福祉給付金の支給事務が新たに追加されたことで、逆に2名減の状態となったこと、また、子ども子育て支援計画や障害者福祉計画の策定を始め、新制度に伴うシステム改修等、業務量が増加し、時間外手当、3節職員手当等の時間外手当については、前年度より240万程増額となっています。

13節の委託料につきましては、地域福祉等推進特別支援事業委託料は社会福祉協議会のボランティア事業に対する委託料です。

見守り事業については、1区が増えまして現在10地区で見守り活動を行っていたところですが、全体事業費では支出が減少となり精算をさせていただいた結果、委託料が36万程減少となりました。

次に19節の4行目、長与町民生委員児童委員協議会運営補助金ですが、現在58名の民生委員さんの方に地域福祉活動に御尽力をいただいているところです。

次の86、87ページをお開きください。

運営補助金が719万8,120円の中で、研修費補助の部分についてだけ3年に一度だけ2泊3日の研修費補助となっております。25年度が2泊3日分、26年度が

1泊2日ということで、前年度より研修費補助金の部分が100万ほど減額となっています。

同じく19節の上から3行目の長与町社会福祉協議会運営補助金は、社協の事務局の12名分の給与、諸手当、厚生費について補助をしております。

昨年度より地域福祉事業、見守り事業等の強化を図るために、補助の対象者を1名増やしたしたことにより434万の増額、また福祉バスの利用件数の増加に伴い27万円の増、合計で461万円の増額となりました。

次に、もう1段下の行の長与町老人福祉センター運営補助金、これにつきましては、前年度より276万5,000円の減額となっております。

これは25年度に、福祉センターの修繕を重点的に行ったことによるものです。

他は例年並みとなっております。

続きまして2目障害者福祉費も全て福祉課所管になります。

13節の委託料の1行目障害者福祉計画策定委託料ですが、平成27年度から3年間の福祉サービス等の種類ごとの必要な見込み量や29年度末における成果目標等設定をし、策定を行っております。

次の下の1番下の障害者相談支援事業委託料は、26年度より委託事業者を増やしたことにより増額となっております。

次のページの20節の扶助費につきましては、88、89ページです。

20節の扶助費につきましては5行目の自立支援給付費、これは利用件数等の増加により768万円の増、2つ下の補装具費は申請件数が減少したことに伴い236万円の減。

その下の自立支援医療費は、育成医療費を別に計上していたことと申請件数が減少したことにより853万円の減。

そして下から3つ目の障害児通所給付費については利用件数の増により836万の増額となっております。

次に90、91ページをお開きください。

4目原爆被爆者対策費、これも福祉課所管になります。

これは看護師を配置をしまして、健康生活相談等を実施をしております。

歳出については例年並みとなっております。

次に92、93ページをお開きください。

6目臨時福祉給付金給付事業費も福祉課所管です。

消費税率の引き上げにより影響を緩和する為に、制度的な対応を行うまでの間ということで、暫定的な措置として臨時福祉給付金を5,217名に子育て世帯臨時特例給付金を5,571名に支給をしております。

次に2項児童福祉費1目児童福祉総務費から4目の児童館費までが福祉課所管となっております。

94、95ページをお開きください。

13節委託料の3つ目、子ども子育て支援事業計画策定業務委託料につきましては、教育保育の提供体制の確保と地域子ども子育て支援事業の円滑な実施を計画的に行うために、27年度から31年度の5ヵ年計画で策定をいたしました。

19節負担金、補助及び交付金の4行目、放課後児童クラブ運営費補助金は補助基準額の増額により、前年度より約513万5,000円増額となりました。

3行下の1番下ですね、放課後児童クラブ設置促進事業補助金は、今年度新たに新設をされました、ながよっ子クラブの開設に対する補助金となっています。

次に2目児童福祉運営費です。

19節負担金、補助及び交付金は、認可保育園並びに認可外保育園に対する運営補助金となっています。

大きく変わったものは、下から3行目の一時預かり事業補助金の補助基本額が約倍額となりました。

その次の認可外保育施設運営支援事業補助金は、昨年より対象の保育園が増えたことにより、約1,100万円増額となりました。

次に98、99ページをお開きください。

4目児童館費です。

児童館について例年と異なる点は、その次のページの100、101ページの15節、工事請負費だけです。

26年度は、児童クラブクローバーさんの玄関テラス工事と高田児童館と長与北児童館と長与南児童館にインターホンの設置工事、それと長与北児童館の玄関の引き違い、框戸の取り替え工事を行いました。

他は例年並みとなっています。

次に、財産に関する調書の191、192ページをお開きください。

4番基金(ワ)地域福祉ボランティア基金、これが福祉課の所管となっています。

最後に主要な施策の成果に関する報告書、35ページから37ページが福祉課所管となります。

以上が歳入歳出決算に係る福祉課所管分です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長(喜々津英世委員)

はい、それでは、結構ボリュームがあります。

これから質疑を行います。

まず、歳入の部、20から21ページ、何かありましたらどうぞ。

いいですか。

はい。

24、27、24は下の方でしたかね。

13款1項1目3節。

あ、2節。

1節の2番目、3番目、4番目か。

すいません。

3節まで。

ありませんか。

次いきます。

24、26、13款2項2目から。

2目の1節か、2節の1行目の300万5,000が福祉課ですね。

この1節は、下の4つが新規事業ということです。

よろしいですか。

次いきます。

28、29。

14款。

上の方ですね、13款3項2目。

真ん中のところ、2節ですね、児童福祉費委託金、17万9,170円。

それから、1目1節、2節、3節の、1節の2番目からですね。

いいですか。

次に30、31ページ、14款2項2目1節2節全部ですね。

収入未済額はおとり保育園建設に伴うものという説明がありました。

いいですか。

次が34、35ですね。

2目1節、これ全てですね。

いいですか。

次、36、37、15款1項2目利子及び配当金、上から4番目、地域福祉ボランティア基金運用収入13万7,839円。

16款1項3目の1節か、30万7,652円寄付金、16款1項3目、ふるさと長与応援寄附金24万のうち、1件2万円でしたね。

いいですか。

次、歳出いきます。

ごめんなさい、40、41、17款2項8目の町負担分。

3,284万5,000円ですね。

それから40、41の17款2項8目。

ごめんなさい、42、43、19款5項1目雑入関係。

343万4,050円の収入未済、4件、これはまた後総合的に見えてくるでしょう。

雑入が、下から4番目か。

高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金。

それから1番下の19万8,649円のうち、5万9,889円が福祉課所管。

いいですか。

それから次が44、45、児童手当返還金、1番上、それから、電柱等設置使用料のうち480円が福祉課ということでしたね。

それから過年度町外障害児通園事業負担金精算金、その下の福祉医療費返還金が福祉課。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

大したことないんですが、45ページで児童手当の返還金というのがありますが、児童手当の返還があるというのは、ちょっとどういう事情なのか、ちょっと御説明いただきたいと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

児童手当につきましては、4カ月分ずつにですね、2月6月10月という形でお振込みをさせていただいてるんですけども、遡って喪失になった方の分をですね、返還をさせていただいている状態です。

例えば、転出をしましたとか、遡ってですね、そういうことがあった場合に返還金というのが発生してまいります。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、他にありませんか。

これで、歳入を終わります。

これから歳出に入ります。

84から85ですね。

これはこのページ全て。

職員が16人、1人増えたけれども仕事の量が増えた。

時間外勤務には240万程度。

増なってるという説明がありました。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

先ほどの御説明のとおり、非常に職員さんが少数の中でやられているという状況も、今回だけじゃなくて、恒常的にも以前から特に福祉の方は続いておったと思うんですけども。

特にこの26年度は色々、その何でしたっけ、消費税の関係でですね、給付金等が臨

時給付金とかがありまして、言うてみれば、国の肩代わりのなそういう仕事まで増えてきたという状況ですが、今後も恐らく、そういったものがまた給付金の話なんかも出たり、それだけじゃなくて色々な福祉の複雑な問題が出てこようかと思って、益々人員不足というのは、解消できないじゃないかと思うんですが、これは福祉課で聞くといいのはちょっと難しいのかもしれませんが、現状じゃなかなかこう解決できない状況が続けば、やっぱり町民の行政サービスに影響が出てこようかと思うんですが、そのあたり庁舎全庁的に、例えば部課長あたりで少し人員増とか、そのあたりの話というのは、通っていったらどうか。

このあたり、今後の見通しも含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

確かに現状、生活福祉部全体を見ても職員がちょっと不足しているというのが現状で、このことについては部長会の中でも当然、挙げられておりまして、そのところを今検討をしている状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

内容は堤委員と同じなんですけれども、先ほどの時間外勤務手当の分の240万円の増ということで、一人あたりの残業時間っていうか、教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

16名のうち、超勤が付く人間が13名おりますので1人当たり18万4,615円相当なろうかと思えます。

先ほどからありますように、25年度まで福祉課は15名でずっと推移をしてまいりました。

総務係が3名、児童福祉係が6名、障害福祉係が6名ということで推移をしてきてたんですけれども、どこの係も一人足りないような状態で、年度によっては総務係が2名で障害福祉係が増えたりとか、年度によっては障害福祉係が減ったりとか、回しながらですね、色々な工夫をしてやっているとところです。

特に今年度は臨時福祉給付金が始まりまして、人事の方にですねお願いをしまして、受付の期間に限ってよいので他の課にもお手伝いをしてほしいっていうことを4月なつてすぐにですね、お願いしまして、8月については他の課からもですね、応援の方をお願いしたところです。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

そのような臨時の時だけに他の課からちょっと来ていただいてお手伝いということじゃなくて、やっぱ先ほど言われたように、常設的、常にですね、障害福祉課の方はもう常にもうずっと制度自体が、大幅に変わって、色んなことが多様化している、手がですね、足りない部分が沢山ありますので、そこのところは職員、今後増やすなり何なりですね、していただけないと、やっぱりこう、十分なサービスというのはですね、なかなか難しくなるのかなっていうところがありますので、そのあたりを宜しくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

松浦部長。

○生活福祉部長（松浦篤美君）

ちょっと先ほども御質問でお答えしたとおり、現在全庁的な職員の不足というのも全部含めて、生活福祉部だけじゃなくて色んな部の中で、協議を今やってるところでございます。

やはり、これだけ国から下りてくる業務、或いは複雑な体制、業務の中で対応していくにはやっぱり足りないんじゃないかっていう話は、今のところ出てるところで、その結果どうするかっていうのはまだ今協議中でございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

はい、金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと分からないので教えていただきたいところが。

地域福祉等推進特別支援事業委託料というところで、10地区の見守り活動をしてもらって、それで423万8,000円、この10地区というのは見守りマップのことですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

はい、見守りマップのことになります。

今現在10地区が地図に落として、見守りをしていただいている状況です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、金子委員。

○委員（金子恵委員）

この10地区というのが多分自治会単位なのかなというふうに考えますけれども、単純に言って50自治会があつて、これからあと40自治会のマップを作つてこの活動となると、単純に計算しても、結局この5倍ぐらいになるわけですよ。

ていうことの単純計算ですよ、今回が10地区の見守りで、423万なんですよ。そういう単純な計算な感じですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

見守り活動の部分だけではなくて、社協の中に地域福祉ボランティア室というのがございますけれども、その活動に対する補助金になります。

内訳として、その中で1地区ですね、5万円福祉員の方にですね、補助金をお渡しをしております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子議員。

○委員（金子恵委員）

今10地区、あと残り40地区は今からまた徐々にそのマップを作っていくというスタンスでいらっしゃるというか、今後もその作っていくか、っていうかお願いされるんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

この見守り活動につきましては、もう非常に有効であると認識をしております。

1年に3地区ずつ増やしていけたらいいねという目標を持っております。

実際に既に開始をしてる所に伺いますとですね、高齢者の方が高齢者を見守ってるような状況ではあるんですけども、逆に見守ることによってお元気が出る。

1週間に1回ですね、訪問をしていただいているんですよ。

高齢者の方っていうのは、1カ月に1回じゃ足りないよと。

1週間に1回で随分状況が変わってくるようなことを話を聞いてまして、行くたんびにですね、状況がどんどん変わってきてるっていう現実もあつて、かなりこう、命を助けたという部分もありました。

この間も民生委員さんですとか、老人委員会の方にもですね、お話をしまして、是非ですねこの見守り活動っていうのは地域における本当に防災等起こった時でもですけども、非常に有効であるっていうふうに思っておりますので、強化をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、金子委員。

８６、８７でもいいです。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

１点説明していただきたいのが流用なんですけれども、この１４万２、０００円というのは社会福祉総務費、障害福祉費、でこの１４万２、０００円という流用があつてるようなんですけれども、この内容はどのようなものでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

８６ページに予備費のマイナスの１４万２、０００円、それから８４ページにはプラスの１４万２、０００円、ここで流用されておるけれども、これについての質疑だと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

障害福祉費の中の委託料の中からですね流用をさせていただきました、社会福祉総務費のですね、印刷費の方に回させていただいています。

あの保育料等の口座引き落としの印刷物があつたんですけれども、その印刷物の料金が足りないということで、こちらの方に利用させていただきました。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

８６、８７、８８、８９、もう全てですね。

それから９０、９１、で４目がそうかな。

全部ですね。

いいですか。

次行きます。

９２、９３、３款１項６目、いいですか。

３款２項１目、９２ページの下段の方から次に続きます。

９２、９３、９４、９５まで、いいですか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

臨時福祉給付金の事業の件で、負担金補助及び交付金ですね。

この中で、臨時福祉給付金と子育て世代臨時特例給付金があるわけでありますが、本来対象になる方と、そして、実際に給付ができた方のこの差と、受けてない方がある場合はその方は、その行方不明っていいですか、なかなか所在がつかめない状況なのか、

そのあたりを状況をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

臨時福祉給付金につきましては、対象と思われる方に発送をさせていただいているんですけども、対象となる方が本人さんが市町村民税が非課税の方、尚且つ、どなたかに扶養されている場合にその扶養者の方が課税者であれば対象にならないというところがございます。

本人さんが非課税であるってところで発送するわけなんですけども、今回、対象となると思われる中で申請をされた方が79.5%いらっしゃいました。

子育て世帯につきましては99.05%の方が申請をされておられます。

申請がない方にはですね、再度御案内っていう形でさせていただいておりますけども、中には対象でなかった方も含まれていたという可能性もございますので、そのような状況になっています。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

特に、臨時福祉給付金については、今言われたようなちょっと複雑な、なかなか把握が難しいという面もあろうかと思います。

で、それはそれで理解します。

それですね、この79.5%という数字が、例えば、近隣といいますか、全国的な傾向から見てどういう、比較的沢山頂いて受け取ったのか、このあたり分かればお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

木須課長補佐。

○福祉課長補佐（木須紀彦君）

お答えいたします。

全国的な申請率等の状況につきましては、こちらの方は公表されておりません。

ですので近隣等との比較というところがですね、実際に出来ていないというところが現状でございます。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですね。

はい、他にありませんか。

94、95、いいですか。

では98、99、次のページまで。

101までありましたら、どうぞ。

いいですか。

はい、質疑なしと認めますが、ここで、最終的に歳入歳出、それから、191ページの基金のところ、192か、それから、主要な施策の成果に関する報告書の35から37、これ、併せて質疑ありましたらどうぞ。

はい、安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

はい、参考資料で頂いて、歳入のところでありますし、参考資料でも頂いてた分で、ちょっと誰も言わないので、ちょっと触れておきたいんですけども。

1枚目は保育料、これはちょっと今回はいいです。

2枚目の方の災害援護資金の貸付金ですね。

まず、多分分からない委員もいらっしゃると思うので、まずこれについて説明いただけますでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

村田課長。

**○福祉課長（村田ゆかり君）**

はい、これにつきましては、平成3年に起こりました台風19号に対する貸付金になります。

半壊をした所に約170万を上限として貸付けをした分になります。

その分で返済がですね、あと4件ほど残っているような状態になっています。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

諸々さつきから残業等の話、時間外の話もあってですね、大変忙しい、前年度はですね、じゃなかったかなと思います。

またこれからもですね、人員が少ないということで、大変職員の方、苦勞されてるんじゃないかなと。

でも、いわゆる貸付けたお金が、いわゆるこげついている状態で、収入未済で全額そのまま前年度も同じですよ。

多分、ちょっと遡って見てないんですけども、この間の返済はなかったのではないかと予想します。

やはりちょっとこのあたりで、平成3年の貸し付けですので、もう10何年ですか。

ちょっとそろそろ、本腰を上げないといけないんじゃないかなと思いますが、そのところですね、今後どのように対応されるのか、或いはもう1番簡単なのは落としてしまうのが1番簡単なんですが、そう簡単にもいかないと思いますので、勿論落とせて

言ってるわけじゃないですよ。

ですので、ちょっとそここの今後の予定というかですね、取り組み、どうやって取り組んでいくのかっていうところ、いただけますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

村田課長。

○福祉課長（村田ゆかり君）

これにつきましては、税金とかと違って公債権ではなく、私債権、私の債権ということで、消滅の時効が原則10年とはなっているんですけども、10年を経過した方というって不納欠損で落とすことって、なかなか難しいっていうふうに今、調べているところです。

残りの4件の方ですね、昨年1年間ちょっと接触ができてないんですけども、今の収納推進課の方ともですね、連携をとりまして、2名の方とは接触をとることが今、今年度できてます。

一応納付の方向でですね、お願いをしまして、27年度からまた少しずつ納めていただくことで連絡がついております。

残りの2名の方がですね、ちょっと連絡が、今持ってるデータではなかなかついてなくてですね、今調査をしてるような状況です。

まずは本人さん達と連絡を取ることを最優先に考えて、まずはお願いをしていこうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

はい。

では、質疑なしと認めます。

これで、福祉課所管の審査を終わります。

ご苦労様でした。

休憩します。

暫時休憩します。

50分から始めます。

（14時40分～14時50分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

こんにちは。

休憩前に引き続き、審査を行います。

健康保険課所管を行います。

議案の説明を求めます。

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

それでは、健康保健課所管につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。

なお、課の収入済合計額は1億1,015万8,087円、支出済合計額は5億1,370万7,201円でございます。

歳入歳出ともに新規事業並びに主なものについて御説明をいたします。

20、21ページをお願いします。

11款1項2目1節保健衛生費負担金、養育医療費保護者負担金につきましては、未熟児に掛かる養育医療費の支払いの内、前年の所得額により決定される保護者負担分を受け入れているものです。

なお、平成25年12月からは保護者の負担を軽減するため、福祉医療に係る自己負担額のみを請求し、それ以外の保護者負担分は福祉医療費として支給される分を、直接福祉課に請求をするように事務手続きを変更をいたしております。

なお、26年度の対象者は6名でした。

24、25ページをお願いします。

13款国庫支出金の1項1目1節社会福祉士負担金の中の1番上ですが、国民健康保険基盤安定負担金、1,154万5,838円が当課の所管分となります。

これは国保財政の安定化を図るために公布され、国民健康保険特別会計へ県の負担分と町の負担分を上乗せして繰り出されます。

前年度に比べ、約150万円増加しておりますが、これは26年度の改正により軽減を受ける世帯が増加したことによるものです。

26、27ページをお願いします。

2目1節母子衛生費負担金は、先ほど申し上げました未熟児養育医療費に係る国の負担金です。

かかった医療費から保護者負担分を引いた残りの2分の1が国の負担となっております。

2項国庫補助金2目2節保健衛生費補助金は、疾病予防対策事業費等補助金248万1,000円、これはがん検診受診促進を図るための補助金となっております。

28、29ページをお願いします。

3項委託金2目1節社会福祉費委託金、991万6,120円は、国民年金に係る事務委託金でございます。

続きまして、14款県支出金1項1目1節社会福祉費負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金、8,091万589円は、国庫負担金と同様に国保財政の安定化を図るために公布され、町の負担分を加えて国民健康保険特別会計へ繰り出しております。

これも前年度から、約1,280万円増となっておりますが、これも軽減世帯の増による増加となっております。

2目1節母子衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る、これは県の負担金になります。県の負担分は4分の1となっております。

30、31ページをお願いします。

2項3目1節保健衛生費補助金になりますが、その1番上の浄化槽設置整備補助金を除く残り3つの分が、当課所管分となります。

長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金4万4,000円については、26年度中にフッ化物洗口を行った一つの施設に対する県の補助金を受け入れているものです。

なお、あと1カ所実施している施設があるんですけども、薬剤等在庫があったとのことで、26年度中に支出がなかったため、補助対象外となっております。

続きまして、42、43ページをお願いします。

19款諸収入5項雑入1目1節雑入ですね。

その下から3番目、養育医療費返還金16万5,955円ですが、先ほど申し上げました未熟児医療分の乳幼児の福祉医療からの受け入れ分となっております。

44、45ページをお願いします。

雑入の中段あたりにあるんですけども、在宅当番医制事業運営負担金176万4,000円は、人口割による西海市、時津町からの負担金となります。

長与町分と合わせて、西彼杵医師会に支出を行っております。

それから、6つ下にあります臨地実習受入謝金、12万1,160円、これは、県立大学、活水女子大学、歯科衛生士専門学校の学生さんの実習を受け入れた際の謝金となっております。

5つ下の保健事業参加者負担金10万8,576円は料理教室等の参加者負担金となっております。

それから3つ下の養育医療費返還金（過年度分）は、25年度分の養育医療費を福祉医療から受け入れたものとなっております。

下から5番目ですが、地域保健活動助成金20万円は、健康ながよ21推進専門員の活動を千代田健康財団に推薦し、その実績が認められ、助成金として20万円を受け入れたものです。

スタッフジャンパーとかTシャツの購入をさせていただいております。

その下の過年度養育医療費過誤調整返還金は、25年度に支払っていた養育医療費のうち、過誤が発生した分を社会保険診療支払基金の方から返金がされたものです。

1番下の過年度病院群輪番制病院設備費補助金返還金は、百合野病院への補助金の返還金となっております。

次に歳出の説明をいたします。

90、91ページをお開きください。

3款民生費1項3目国民年金事務取扱費ですが、2節から4節の人件費は職員2名分となっております。

13節委託料につきましては、年金生活者支援給付金支給のために必要な電算システムの改修となっております。

同じく5目健康保険費の2節から4節は職員7名と7月まで再任用職員がおりましたので、その1名分の人件費となっております。

92、93ページをお願いします。

28節繰出金につきましては歳入で説明いたしました保険基盤安定負担金を含め、国保の事業運営に当たって一般会計が負担する金額及び国保財政の負担減を図るための金額であって、繰出基準に基づいたものとなっております。

104、105ページをお願いします。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、健康増進係の職員8名の人件費及び健康センターの管理費や保健対策関連の支出でございます。

1節報酬の保健対策推進協議会は1回開催しております。

助産師につきましては、1名嘱託職員として雇用し、母子保健で専門的知識を生かして各種事業で活躍をしていただいております。

8節の医師等謝礼が25年度と比較して、45万円ほど減額となっております。

これは、昨年度が国体開催の為、健康まつりを実施しなかったことが主な要因となっております。

106、107ページをお願いします。

13節委託料の在宅当番医制事業運営負担金300万円は長与町分123万6,000円、時津町分88万9,000円、西海市分87万5,000円の合計額となっております。

健康管理システム月間補修管理委託料につきましては、25年度に導入した健康管理システムに係る保守委託料となっております。

16節原材料費19万9,831円ですが、これは健康づくり推進協議会の皆さんが、ふれあいセンターの芝生広場に、ピザ窯を造ってくださいました。

その政策に必要なレンガやセメント等の材料の購入費となっております。

ピザ窯は3月に完成をしておりますして、協議会が子供達への食育活動に利用する他、現在一般にも利用していただけるよう、マニュアルの作成など準備を進めてもらっているとところです。

19節負担金補助金及び交付金で、病院群輪番制病院負担金は長崎医療圏域の二次救急医療体制に係る運営費と施設整備費を含めております。

次に、2目感染症予防費13節委託料、予防接種委託料につきましては、高齢者肺炎球菌と小児用水痘ワクチンが定期接種化されたことによりまして、前年度と比較して1,570万円の増となっております。

次に、3目母子衛生費13節委託料につきましては、妊婦健診の14回分の委託料となります。

昨年と比べると妊娠届け受理件数が1件増えてはおりますが、健康診査を受診した延べ件数が307件減少をしているため、委託料の支出額は230万円ほど減額となっております。

108、109ページをお願いします。

19節負担金補助金及び交付金は、母子保健推進協議会補助金となります。

これまでは31万円でしたが、北陽台自治会が増えたことで推進員を1名増員したと。

それから、推進員さん達が自主活動として4カ所で子育てサロンを開いていらっしゃるんですけど、その分についても、助成の一部、費用の助成をしようということで、各施設に1万円ずつ助成をするということで、合計で5万円の増となっております。

4目健康増進費ですが1節フッ化物洗口推進協議会報酬ですが、27年度から長与町として、町内の保育園、幼稚園、小学校でフッ化物洗口を実施するための協議を行いました。

会議は2回開催し、実施要綱の制定を行いました。

27年度から新たに6つの保育園、1つの小学校の実施が決定しており、補助金等の申請が上がってきております。

13節委託料は、肺がんや大腸がん、乳がん検診の、がん検診の委託料となります。

肺がんとか大腸がん、乳がん検診についての受診者は増えているんですけども、昨年町内にありました産婦人科医院が閉院したことによりまして、子宮がん検診の受診者が450人程度減っておりますので、委託料自体減少となっております。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書に移らせていただきたいと思います。

健康保険課分は、31から34ページまでとなります。

まず、31ページ、国民健康保険特別会計繰出金は一般会計から国保特別会計繰出す国の基準による経費で、事業概要、決算額、財源内訳事業実績を記載しております。

なお、実績のうち、その他については、乳幼児の福祉医療が現物給付されることで、国の療養給付費負担金と調整交付金が減額をされておりますので、一般会計からその分、その減額分を補てんしてもらっているものです。

32ページにつきましては、32ページはBCG等、予防接種事業の実績となります。

歳出の説明の際、申し上げましたが、下の2つ、成人用肺炎球菌と水痘ワクチンが26年度から新たに定期接種として加わっております。

それから33ページにつきましては、妊婦健康診査事業につきまして、それから34ページにつきましては、未熟児養育医療につきまして、それぞれ事業についての概要、決算額、財源内訳、受診者数等を記載しております。

以上が健康保険課の主なものとなります。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入の部からいきます。

20、21ページ、11款1項2目養育医療費保護者負担金6人分、ということです。

次、飛ばしまして24、25、下の方の13款1項1目1節の1番上ですね。

国民健康保険基盤安定負担金。

次、26、27、13款1項2目1節母子保健衛生費負担金。

それから、3目の1節、保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金、いいですか。

はい次、13款3項2目の1節国民年金事務委託金。

それから、14款1項1目1節の国民健康保険基盤安定負担金ですね。

昨年よりも、1、180万ぐらい増えたという説明があったと思います。

ありませんか。

それから、14款1項2目1節の母子保健衛生費負担金40万6,800円、はい、なければ次行きます。

30、31ページ、14款2項3目、この中で、1節の保健衛生費補助金の中で、浄化槽設置を除く3件が健康保険課が負担。

次、42、43の雑入。

下から3番目、養育医療費返還金16万5,955円、それから次の44、45ページのどこやったかな、ちょうど中ほどより少し上のICカード売払の上、在宅当番医療制事業運営負担金176万4,000円。

この6つ下、臨地実習受入謝金12万1,160円、その6つぐらい下に、保険事業参加者負担金10万8,576円、その3つ下、養育医療費返還金（過年度分）、1万9,089円、それから下から5番目、地域保健活動助成金20万、その下が8万2,797円、1番下、過年度病院群輪番制病院設備整備費補助金返還金1,417円。

これだけが健康保健課所管。

はい、以上のところ。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

すいません、ちょっと質問し忘れて、31ページの部分で申し訳ないんですけども、県のフッ化物洗口推進事業費補助金ですね。

これは県が音頭をとって、フッ素でうがいをするというのをやるということで、それについての補助だと思うんですが、この補助のですよ。

この積算というのが、色んな細かい規定があるのかもしれませんが、概要、例えばどういう規定で補助になるのかっていうのは、わかりますか。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

まず補助の基準となる額が1人が1年間に行ったとして、772円の単価になります。その人達が何人実施したかということと、実施した月数、例えば6月から始めると10カ月しかしてませんので12分の10ということで積算がされます。

まずそれが基準となる金額になります。

それから実際に対象となるのが薬剤であったり、フッ化物洗口に係る消耗品の購入ということになりますので、実際の支出額がきます。

で、基準額と支出額のどちらか低い方が補助基本額になりますので、その補助基本額の3分の2が県からの補助となっております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳出の方で、後ですすね、どこがやるというのが出てくると思うんですけども、恐らくあの洗切小学校が入ってるんじゃないかと思うんですけども、先日、このフッ素のフッ化物洗口をやるということで、保護者に対してですすね、保護者にこのサポートをお願いしますというような通知が来ておりました。

これは教育委員会の方になろうかと思うんですが、何を言いたいかと言いますと、やっぱりこれやるからにはそれなりの人出と言います、が必要だと思うんですが、それをお金がないから多分、保護者にボランティアでお願いしてると思うんですよね。

それが充足すればいいんですけども、もし人が足らんということになれば、自治体が独自にパートさんなりアルバイトを雇用するようなことになるとすれば、果たしてこの補助金というのが、これで充足できるのかな。

率直に言って、責任持って県がやるというんだったら、人件費等々も十分なね、必要じゃないかと思うんですが、これ足りてるのかどうか率直なところ、お聞かせいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

おっしゃるように人件費については補助の対象外となりますので、補助金で充足することができないかと思えます。

初めて洗切小学校さんもやられるということで、やはりこうサポートが必要なんじゃないかという形での学校側の判断だったのかなとは思っております。

一応、健康保険課の方のボランティアの方々にも御協力頂けないかという事で、打診は来ております。

ただ、今回は洗切小学校だけですので、洗切小学校児童数もそんなに多くないですので、今回、例えば洗切小学校に行けたとして、今後、全部の小学校に広めていったとき

に、それが充足できるのかどうかというのが1番ちょっと大きな問題なのかなと思っております。

ノウハウがきちんと充足されればその保護者のサポートっていうのも、そんなに要らないのかもしれませんが、事業が動いてみないと、学校側としてもうまく流していけないのかなという面があらわれるような気はしております。

学校、小学校とか中学校まで、県内全部広げるっていう形でやっていきますので、他の小学校、中学校がどのような形でされてるのかと、今回、小学校の方が見に行かれたところが西海市で実際にやってる小学校見に行かれているんですけども、そこはもう最初から地域の人かボランティアとして入ってくださってたっていうところだったので、そこを参考にされたっていうのもあるのかもしれないです。

今後、学校の方といろいろ協議しながら、サポートが本当に必要かどうかというのを検討していきたいと思っております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

はい、他にありませんか。

はい、次、歳出いきます。

90、91ページ。

このページでありますか。

いいですか。

それから、92、93、3款1項5目1番上ですね。

特別会計への繰出金。

次が104、105、4款1項1目の1節からですね。

106、107。

ちょっと質疑をしますんで、委員長交代します。

**○副委員長（中村美穂委員）**

喜々津委員。

**○委員長（喜々津英世委員）**

この104ページ、105でそれぞれ流用がなされておりますけれども、最終的に予備費から191万8,000円。

予備費を取り崩して、充てるという結果が出ておりますけれども、基本的にその多分、感染予防費、2目のが足りなくなったということだろうと思うんですが、感染症予防の予防接種、こういったものだと思うんですけどもね。

これ当初から予算として見込んで以上に出たのか、或いは全くこの分は計画がなかった、急に出たので流用したけども足りずに、予備費を使ったと。

この辺の状況について、まずお尋ねをします。

**○副委員長（中村美穂委員）**

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

先ほど説明で申し上げましたように、10月から高齢者の肺炎球菌、それから小児用の水痘ワクチンが定期接種化されました。

その関係がありまして、例年の支出状況等今後の新たにでてきたその二つの予防接種等の接種率っていうのが若干分からなかったっていうところもありまして、なかなか補正予算ということで、ちょっと対応が遅れてしまって、実際に支出ができなくなったために流用をさせていただきました。

○副委員長（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

多分、その補正もできなかったということで、それしか原因はないと思うんですが、基本的には歳入歳出予算で、仕事をしていくわけですから、議会としても議決をしたけどもその範囲外で必要になったということで、これ予備費からの流用はね、当然認められておりますから、ただやっぱり基本的に全く、突発的なことが出たということであればやむを得ないけども、ある程度の接種率とかそういったものが予想外にあった、高かったということで足りなくなったということだろうと思うんですが、ここらへん、内部流用をして、この衛生費4款ではね、流用とかそういった予備費からやったにしても、決算の最終としては、4款全体で1,500万ぐらいの不用額は出てるわけですよ。

ですからやっぱり基本的にやっぱり予算管理というのは、きちっとしていただきたいなと思うんですが、そこらへんについてお伺いします。

○副委員長（中村美穂委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

議員さんおっしゃるとおりで、本当に予算管理がちょっと甘かったっていうのが実情です。

今回、12月に補正をするということで一応計上はしてはいたんですけども、毎年予防接種の費用額が残ってたっていう過去の実績がありまして、どうにかなるだろうという、実は甘い判断が実はあってるのも事実です。

予定外に増えたっていうのが他にもありまして、四種混合の件数が増えたのと、あと、インフルエンザの予防接種も、前年度よりも増えてるということで、その部分については、ちょっと前年並みでしか見越してなかったっていうところもあって、やはり不足したということになっています。

今後はきちんとあの予算管理を行いまして、補正で対応すべきところはきちんと補正予算で対応して、議会の議決を頂きたいと思っております。

○副委員長（中村美穂委員）

委員長交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

予防接種委託料のところでお伺いしますが、主要な施策のところでもこの予防接種事業が詳細が書かれてありまして、ちょっとそれを見ながら質問しますけれども、成人用の肺炎球菌と水痘ワクチンが新たに26年度からなってますが、子宮頸がんワクチンが25年度81人から26年度6人ということで、恐らく色んな弊害がね、明らかになった中で激減したのかなと思うんですが、この6人については、これは医師会と言いますかね、お医者さんの方でされてるのかちょっと確認なんです、その何て言いますかね、

やっぱりこういう危険性があるというのは、そういう情報認識されて受診、それでも受診されたのかどうか、或いはそういう希望があった時に一定のリスクがあるんですよというような周知というのがきちとなされているのか。

このあたりは、健康保険課で把握されてるのか、分かりませんが、ちょっと状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

このワクチンは1人につき3回打たなければならないという、その効果が表れないということだと思えますけれども、以前打ってらっしゃる方が、今回26年度に、3回目という形で受けられてるのかもしれない。

ちょっと新しい方なのかどうかっていうとこまで、ちょっとこちらの方で把握がしてないんですけれども、積極的な受診勧奨を行っていないっていうのが、我々のスタンスになっております。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じ表の中でもう一つポリオと三種混合が、これも25年、26年で比べると大幅に減っておりますが、このあたりの要因というのがどういったものなのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

この分につきましては、もう全て四種混合の方と一緒にやるということになっております。

ポリオと三種混合という形ではなく、四種混合で一遍に注射を行うようになってることで、それぞれが減ってる形になります。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、わかりました。

四種混合というのは、この三種混合プラス、ポリオが四種混合になるのか、ちょっと確認、よろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、そのとおりです。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

はい、次に106、107、他にありませんか。

次に、108、109。

これは、実施するための協議会を開催したということですね。

110、111。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、109ページの健康診査委託料でお伺いしますが、この分はいわゆるメタボ健診のって言われてる分なのか、ちょっと確認よろしいですか。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

特定健診、メタボ健診、特定健診、40歳以上の健診につきましては各保険者で行うこととなりますので、入ってらっしゃる保険、国保だったら国保、協会けんぽだったら協会けんぽの方で実施される分になります。

ここで挙げてる分につきましては、歯周疾患検診、それからがん検診は町民に対して行っておりますので、それから肝炎ウイルス検診、それから、健康、特定健診と同じような項目をしてるんですけども、女性の方で受けられないという方で20歳以上の方、特定健診に入る前の方に対する女性の健診と、それから国保の若い世代の方、男性については国保に入っている男性の方が40歳以下の未満の方に対する健診、あとは生活保護者、生活保護を受けてる方の健診については、こちらの方で支出をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ということは、例えば国保の方のメタボ健診は、もう国保会計の中での、中に入っているという理解でよろしいですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

それでは、歳入歳出、それから主要な施策の成果に関する報告書、31、34、この中で質疑ありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果の中で妊婦健診の診査ですね、がありますけれども、途中で妊娠が分かって受診をしたりして、母子手帳を頂いたりとかいうことで、どのくらいの方が妊娠出産に今から臨もうとされているのかっていうのを掴むんじゃないかと思うんですが、その中で残念ながら途中で流産とかね、そういった方もいらっしゃるけれども、例えばふっと連絡がつかなくなったりとか、あれっていうような、そういう状況というのはどういう、母子健康推進員ですかね、さんの方で把握をされるのか、またその中でこの26年度において特別、こう問題等々発生していないのかどうか、このあたりはどうだったんでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

母子手帳の交付をしたら、担当の母子保健推進員さんの方に訪問をしてくださいという形をお願いしておりますので、母子手帳の交付を受けた方に対しては、母子保険推進員さんが対応しています。

それからハイリスクな、例えば高齢出産であったりとか、ちょっと、病気をお持ちの方の妊婦さんとかがいらっしゃる時には、うちの助産師の方が、こまめに訪問して対応をいたしております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

はい、安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの予防接種の件なんですけれども、成人用肺炎球菌ワクチンですね、これを1,086人の方が26年度受けていらっしゃるんですが、その受けることによつての町とし

てね、これからの効果っていうかメリット、そういうものを教えていただきたいのと、それから今後10月から定期接種（B類）となりっていうところで、その県下全域で出来るようになったということなんです、これについてちょっと詳細を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

はい、休憩を閉じて再開します。

森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

この高齢者肺炎球菌の効果とといいますか、それにつきましてはまず、肺炎球菌は唾液などを通じて飛沫感染して気管支炎とか肺炎とか敗血症とかを引き起こすというリスクがありますので、そのリスクを予防接種を受けることで軽減をさせるということになってます。

ただ今回、受診出来るのが5歳刻みでちょっと、期間が決まってまして、5年間のうちにきちんと接種をしてもらって、その後はもう65歳になった時に受けていただくというような形には変わると思います。

それから、10月からB型肝炎の予防接種が定期接種化っていうことですがけれども、それについてはまだこちらの方ではまだ定期接種が決まったという情報が入ってきておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

はい、中村委員。

○副委員長（中村美穂委員）

すみません、私が勉強不足なのかもしれないんですが、何故、健康保健課で106ページ、107ページの原材料費の工事材料費を説明の時に、ピザ窯の材料購入費ということでピザ窯を造られて、何と言うんですかね、それに対しては今後も色んなところで使ったらいいっていうような事をおっしゃいましたけれども、素朴に何故健康保健課でピザ窯なのかというところ、すみません、変な質問で申し訳ないんですが教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、森川課長。

○健康保険課長（森川寛子君）

これが、健康づくり推進協議会と言いまして、男性ばかりの健康づくりに興味がある人達が集まった団体で構成されてるんですけど、もともとは男性料理教室の受講生から

普及していったものになります。

食育活動という形で今、幼稚園とか保育園とかで、豆腐団子を作って一緒に食育の活動してるんですが、そういう男性ばかりの協議会の中で西海市の大瀬戸町にもそういう同じようなボランティアの男性ばかりのグループがいらっしゃって、そこでそのピザ窯を造ってた。

で、そのピザ窯を造ってて、それを長与町の食材とかいうので、その食育に活かせるんじゃないかといった形で、その男性の皆さんが考えられて、長与町でもピザ窯を造って食育活動に繋がりたいという強い思い入れを受けておりまして、健康づくり推進協議会の所管は健康保険課だということ、色々財政サイドとも協議して、材料費は出すと、造るのはもう自分達で造るとおっしゃってらっしゃるのでお願いしますということで、今回、健康保険課の方で材料費ってということで支給を行っております。

すごい立派なピザ窯が出来ておりますので、今度健康まつり、10月25日に健康まつりを行うんですけども、その時にも焼いて販売するという計画されてるみたいですので、是非お来していただければと思います。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、中村委員。

○副委員長（中村美穂委員）

はい、よく分かりました。

健康まつりに私も行って、男性料理教室で保育園に出向いて第2の人生をすごく有意義にされてるということを直接伺いましたので、そういった経緯であれば、よく分かりました。

ありがとうございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、健康保険課所管を終わります。

ご苦労様でした。

50分まで休憩します。

（15時41分～15時49分休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

はい、それでは再開をします。

予定を変更して、教育委員会スポーツ振興課を行います。長崎がんばらんば国体、がんばらんば大会関係から先についてということでありますので、この件について説明を求めます。

はい、山口課長。

**○スポーツ振興課長（山口正君）**

それでは、平成26年度一般会計決算書の国体事務局分について御説明をいたします。  
まず歳入について説明をいたします。

事項別明細書の30、31ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

14款2項1目1節総務管理費補助金の4段目、県補助金である第69回国民体育大会会場地市町運営交付金3,986万2,000円が国体事務局分となります。

続いて44、45ページのお開き下さい。

44、45ページをお開きください。

19款5項1目1節雑入で、中ほどより10段ほど下の第14回全国障害者スポーツ大会会場整備負担金1,874万3,804円が国体事務局分となります。

次に歳出について説明をいたします。

70、71ページをお開きください。

2款1項13目2節給料、3節職員手当等、4節共済費については職員5名分の人件費となります。

7節賃金はパート2名分のパート賃金で、103万3,550円となっています。

9節旅費は普通旅費で5万8,700円、11節需用費は消耗品及び食糧費で25万6,273円、14節使用料及び賃借料は有料道路等使用料で1,360円、最後の19節負担金補助及び交付金は、国体実行委員会補助金として交付した1億1,047万9,295円となり、歳出総額が1億5,388万5,855円となっております。

なお、主要な施策の成果に関する報告書23ページに国体事務局分を記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

これより質疑を行います。

歳入の30、31ページ、上の方ですね、1節の上から4番目、第69回国民体育大会会場地市町運営交付金、3,986万2,000円。

これで何かありませんか。

なければ43ページ、42、43。

44、45ですね。

下から10行目ぐらいですかね、第14回全国障害者スポーツ大会会場整備負担金1,874万3,000円。

歳入で何かありませんか。

歳出いきます。

70、71ページ、国民体育大会推進事業費ということで、これは何かありませんか。

いいですか。

異議なしと、質疑なしと認めます。

失礼しました。

質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

しばらく休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

これより再開します。

スポーツ振興課所管を行います。

山口課長。

**○スポーツ振興課長（山口正君）**

それではスポーツ振興課文についてご説明します。

まず、歳入について説明いたします。

事項別明細書のP22・23をお開きください。

12款1項5目2節都市計画使用料の内、長与総合公園プール使用料・テニス広場使用料・天満宮公園使用料・ふれあい広場使用料・町民体育館使用料・長与総合公園運動広場使用料がスポーツ振興課分であり都市計画使用料14,299,211円のうち、11,863,460円となります。

12款1項6目1節小学校使用料1,608,760円は小学校5校の使用料。

同じく2節中学校使用料1,044,090円は中学校3校の使用料。

4節保健体育使用料637,970円は武道館使用料が596,160円、長与町海洋スポーツ交流館使用料が41,810円となります。

教育使用料11,961,770円の内3,290,820円がスポーツ振興課分となります。

P36・37をお開きください。

15款1項2目1節利子及び配当金で、中段よりちょっと下の体育振興基金運用収入23,506円がスポーツ振興課分となります。

P42・43をお開きください。

19款5項1目1節雑入で、上から7段目清涼飲料水自動販売機設置使用料3,446,997円の内1,368,000円。

2段下の各種施設電話使用料59,533円の内400円。

各種施設コピー使用料164,525円の内24,960円。

下の方になりますがテニスコート広場コインロッカー使用料25,200円。

雑入198,649円の内6,080円がスポーツ振興課分で合計1,424,640円となります。

そこで、歳入総額は16,602,426円となります。

前年度と比較しますと約300万円の減となっており、その主な要因として昨年ございました、ペーロン舟購入のためのコミュニティ助成事業補助金2,500,000円の減、がんばらんば国体、がんばらんば大会開催に伴う施設使用料の減、警報発令等に伴うプール閉鎖による使用料の減などとなります。

続きまして歳出についての説明ですが、金額が主なもののみをご説明いたします。

P176・177をお開きください。

10款7項1目2節給料、3節職員手当等、4節共済費については職員3名分の人件費となります。

8節報償費ですが、小学校スポーツ教室講師謝礼と第60回町民ソフトボール大会の記念タオル、スポーツ表彰トロフィー等となっています。

下段の19節負担金、補助金及び交付金につきましては、コミュニティ助成事業補助金250万が減額、大会出場補助金が306,220円の増、他は例年どおりとなります。

1ページめくっていただいて、P178からP181の10款7項2目体育施設管理費につきまして主なものは、11節需用費が各施設の光熱水費及び修繕料などで19,359,294円、13節委託料が施設管理委託料など27,839,980円であり、1目保健体育総務費と2目体育施設管理費を合わせた歳出総額が101,972,197円、不用額が2,527,803円となっております。

P192をお開きください。

2段目の体育振興基金ですが、当年度の預金利子24,000円を繰り入れて年度末残高が31,527,000円となっております。

なお、主要な施策の成果に関する報告書P61・62にスポーツ振興課分を記載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

どなたでも結構です。

歳入からいきます。

23、12款1項5目使用料関係ですね。

都市計画使用料の中のスポーツ施設関係が合計で1,166万3,460円。

11863。

1、186万3,460円がスポーツ振興課の歳入。

6目の1節、2節、4節、3節は違うとよね。

ここもスポーツ振興課所管です。

いいですか。

はい次に、36、37、基金ですね。

2目の利子、配当、この下から5行目ですか。

体育振興基金運用収入、2万3,506円。

次いきます。

42、43、清涼飲料水自販機設置使用量が136万8,000円。

それと、各種電話施設料400やったかな。

各種施設コピー使用料、これが24960。

そして、下から2番目テニスコート広場コインロッカー使用量2万5,200円、それと1番下、19万8,649円のうちスポーツ振興課が6,080円。

スポーツ振興課の合計が142万4,640円ち言ったかな。

いいですか。

はい、歳出いきます。

176、177、10款7項1目、これスポーツ振興課所管の分です。

178、179あと180、181の上の方ですね。

14節から19節。

それでは質疑もないようですが、これで歳入歳出、それから主要な施策の成果に関する報告書、これは23ページ、国体が23か。

61、62、この中から質疑ありましたらどうぞ。

ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、スポーツ振興課の審査を終わります。

ご苦労様でした。

はい、休憩を閉じて、審査を再開をいたします。

これから、教育委員会、教育総務課と学校教育課、併せて審査を行います。

まず、教育総務課から説明をお願いします。

青田課長。

#### ○教育総務課長（青田浩二君）

それでは、平成26年度一般会計、学校教育課と教育総務課所管含めまして、事項別明細につきまして説明させていただきます。

歳入総額は8,354万6,073円、歳出総額は7億2,550万1,209円となっております。

それでは歳入から説明いたします。

事項別明細書の20、21ページをお開きください。

11款1項3目1節教育総務費負担金でございます。

これはスポーツ振興センター共済保護者負担金で、町立小・中学校の児童生徒が加入しておりますスポーツ振興センター共済金920円のうち、要保護準要保護世帯を除く3,291人の保護者の方に2分の1の額を御負担いただいているものです。

26ページ、27ページをお開きください。

13款2項1目2節地域活性化補助金につきましては、財務課からも説明があったと思いますが、収入済額7,846万8,000円のうち、1,686万8,000円が教育総務課所管分になります。

こちらは長与小学校屋外運動場整備事業になっております。

続きまして最終段になりますが、5目教育費国庫補助金1,929万3,000円が収入済になっております。

28ページ、29ページをお開きください。

節別に1節小学校費補助金21万1,193円、2節中学校費補助金86万5,807円、3節幼稚園費補助金1,821万6,000円が収入済で、内訳は備考欄記載のとおりとなっております。

36ページ、37ページをお開きください。

15款1項2目1節利子及び配当金でございます。

収入済額313万1,890円のうち、備考欄6行目7行目の義務教育施設整備基金運用収入と奨学資金貸付基金運用収入が教育総務課所管分になります。

38ページ、39ページをお開きください。

16款1項7目教育費寄附金の収入はございませんでした。

40、41ページをお開きください。

17款2項5目1節義務教育施設整備基金繰入金でございます。

収入済額6,230万7,880円の内訳としまして、高田小学校体育館防水工事関係に1,802万3,040円、長与小学校屋外運動場整備事業関係に4,428万4,840円を基金から繰り入れております。

42ページ、43ページをお開きください。

19款5項1目1節雑入、収入済額1億7,877万9,530円のうち、備考欄12行目、ながよ検定テキスト売払収入が学校教育課所管、下から6行目の小・中学校電話使用料が教育総務課所管分になっております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

150ページ、151ページをお開きください。

10款1項1目教育委員会費1節報酬費から11節需用費は経常的な経費の支出で、教育委員4名の報酬等となっております。

2目事務局費1節報酬は学校教育相談指導員2名と、障害児就学指導委員会委員4名の報酬でございます。

152ページ、153ページをお願いします。

2節給料から4節共済費までは教育長、次長、学校教育課は理事を含む5名、教育委員会総務課6名、計13名分の人件費の支出でございます。

7節賃金は育児休業代替職員8月から3月まで8カ月間の賃金の支出となっております。

8節の報償費から19節負担金補助及び交付金までは経常的な経費の支出でございますが、14節使用料及び賃借料の備考欄3行目、有料道路等使用料につきましては総務部総務課予算で対応していたものが昨年度より各課での支出となっておりますので、支出科目が増えております。

154、155ページをお開きください。

19節負担金、補助及び交付金でございます。

主なものとしまして、6行目の各種大会参加補助金は交通費宿泊費の補助として、町内の小・中学校に対して県大会28件、九州大会6件、全国大会3件の計37件分を支出しております。

7行目のスポーツ振興センター共済負担金は、学校管理下における事故、災害等が発生した場合、見舞給付金を行うための共済負担金、19行目の教科書採択協議会負担金は、平成27年度が小学校の教科書改定年度のため、西彼杵地区教科書採択協議会に長与町の負担金を支出しております。

24行目の地域間体験交流事業補助金につきましては、昨年は台風の接近により球磨村への訪問ができなかったために予算額90万に対して28万7,004円の支出済となっております。

続きまして、3目義務教育施設整備基金費25節積立金は基金利子分を積み立てたものでございます。

続きまして、2項1目小学校管理費でございますが、経常的な経費の支出となっております。

7節賃金のうち備考欄、児童・生徒補助支援員賃金は教員補助員5名、特別支援教育支援員11名分を支出しております。

156ページ、157ページをお願いします。

11節需用費の備考欄8行目の修繕費になります。

主なものとしまして各小学校の消防設備点検による消防設備不良カ所の改修、長与北小学校屋上の消化管修理、長与小学校体育館に2階遊議室のクロス張り替え等となっております。

13節委託料のうち、備考欄下から5行目の設計監理委託料は、高田小学校体育館屋根防水工事、最終行、点検業務委託料は町立小学校に構造部材耐震点検業務、長与小学校ガスヒートポンプ保守点検、高木点検業務となっております。

構造部材耐震点検業務につきましては、点検の結果、長与小学校体育館つり天井が地

震発生の場合の落下の危険性があり、緊急性が高かった為に、今年度工事を実施しております。

158、159ページをお開きください。

15節工事請負費のうち、主なものとして備考欄1行目、屋内運動場整備工事費は高田小学校体育館屋根防水工事、3行目、屋外附帯施設整備工事費は南小学校のプールサイド補修工事、最終行の電気設備取替工事費は北小高圧受変電設備取替工事などを実施しております。

18節備品購入費、一般備品購入につきましては、児童用机、椅子の購入が主なものとなります。

保健室用備品購入費は薬品保管庫、健康診断票格納庫の購入が主なものになります。

給食用備品購入費につきましては、高田小学校の業務用給湯器、食器洗浄機の購入が主なものとなります。

続きまして2目小学校教育振興費でございます。

経常的な支出になっております。

8節報償費、備考欄講師謝礼はふれあいペーロン、総合学習の講師謝礼。

2行目の子どもと親の相談員報酬費は各小学校に1名ずつ配置しております相談員5名分の支出でございます。

18節備考欄、図書購入費は2,188冊を購入しております。

教材備品購入費は、主なものとしまして北小学校のアップライトピアノや各小学校で購入した書画カメラ等となっております。

19節負担金、及び交付金は、遠距離通学費補助金としてバス定期代の2分の1を洗切小6名、北小15名の計21名分支出しております。

20節扶助費の備考欄、要保護、準要保護児童就学援助費につきましては、要保護を9名、準要保護を301名、特別支援学級児童就学援助費として10名分の援助費を支出しております。

続きまして3目校舎建築事業費でございます。

こちらは長与小学校旧校舎跡地運動場整備に係る経費、事業費で12節役務費、水道工事手数料、下水道工事手数料、確認申請等手数料。

13節委託料は、設計監理委託料。

160ページ、161ページをお願いします。

15節工事請負費の各費目を支出しております。

続きまして、3項1目中学校管理費でございますが、こちらも経常的な支出になっております。

7節賃金の備考欄、児童・生徒補助支援員賃金は5名分の支出となっております。

11節需用費、備考欄の8行目の修繕費につきましては、各中学校の消防設備不良箇所の修繕が主なもので、その他校舎体育館等の修繕となっております。

162ページ、163ページをお願いします。

13節委託料の備考欄、点検業務委託料として、町立中学校費構造部材耐震点検業務委託、15節工事請負費は備考欄、長与中学校非常用発電機取替工事の支出済額が増額となっております。

18節備品購入費につきましては、書架やシュレッダーの購入が主なものとなっております。

保健室用備品購入費におきましては、オージオメータの購入が主なものとなっております。

次に2目中学校教育振興費でございます。

8節報償費の備考欄、講師謝礼はふれあいペーロンや総合学習の講師謝礼、心の教室相談員報酬費は各中学校に1名ずつ配置しており、3名分の支出でございます。

18節備品購入費の図書購入費は1,346冊の図書を購入しております。

教材備品購入費につきましては体育用具、プロジェクター等を購入しております。

理科教育等設備整備備品購入費では、各中学校に20万円の補助金を国から頂いて、理科室の備品を整備いたしております。

19節負担金、補助及び交付金は遠距離通学費補助金として、バス定期分の2分の1を長与中学校67名、第2中学校29名の計117名分支出してしております。

20節扶助費の備考欄、要保護、準要保護生徒就学援助費につきましては、要保護6名、準要保護178名。

165ページをお願いします。

備考欄、特別支援学級生徒就学援助費として6名分の援助費を支出しております。

続きまして、4項1目幼稚園教育振興費19節負担金、補助及び交付金、備考欄の1行目、幼稚園就学奨励費補助金は幼稚園に通園する長与町在住者に対する対象園児587名分の支出になります。

平成26年度の現年度額が引き上げられたことや、第2、第3子以降の所得制限が撤廃されたことにより、前年度と比較しますと、約1,900万円が支出が増えております。

2行目、幼稚園教育振興費補助金は先生の人数に応じて町内3幼稚園に対して支出をしております。

3行目、幼稚園預かり保育促進事業補助金は120名分の支出をいたしております。

続きまして5項1目奨学金は奨学金運営委員会を1回開催いたしましたので、その報酬と費用弁償でございます。

この運営委員会で新規貸付者といたしまして、3名の方の御承認をいただいております。

25節積立金は基金の利子分になります。

続きまして180ページ、181ページをお開きください。

7項3目学校給食費でございます。

こちらは南小学校共同給食調理場費で、南小学校と3中学校の給食調理を行っており、経常的な経費の支出となっております。

11節需要費7行目の修繕料は高圧気中開閉器の取替え、蒸煮冷却機回転釜の修理が主なものとなっております。

最終行、給食用消耗品でございますが、前年度と比較しますと給食用トレーの買い替え等により約190万円支出が増えております。

182、183ページをお願いします。

18節備品購入費の備考欄、給食用備品購入費は前年度に食器、食缶洗浄機を購入いたしましたので、約750万円の支出が減となっております。

以上が、学校教育課、教育総務課の平成26年度、歳入歳出についての説明でございます。

次に191ページをお開きください。

4基金、奨学資金貸付基金は、現金、貸付金を合わせまして、3月31日の決算年度末現在高3,871万8,000円となっております。

昭和58年から奨学資金の貸付けが開始され、昨年度までに113名の方に貸付けをしております。

内訳としまして償還を終えた方が64名、償還中の方が28名、償還の猶予者が7名、貸付中の方が新規の方を含めまして14名となっております。

192ページをご覧ください。

(ヲ)義務教育施設整備基金につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、高田小学校体育館防水工事と長与小学校運動場整備工事に基金を取り崩しており、3月31日現在の決算年度残高は、5億2,679万8,000円となっております。

最後になりますか、主要な施策の成果に関する報告書の51ページから54ページにかけて、教育総務課関係分を記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

はい、両方の課の説明が今終わりました。

これから質疑を行います。

順番に行きます。

歳入ですが、20、21ページ、11款1項3目教育費負担金、これのスポーツ振興センター共済保護者負担金3,291人分ということだったと思います。

これいいですか。

次が、26、29。

26、27から、ここでは、13款2項1目の2節地域活性化補助金の中に長与小

グラウンド整備とか、こういったものが入っておる。

ちょっと金額はメモしきれませんでした。

7,846万8,000円の中にそういったものが入っていると。

ここはそれだけやったかな。

次が、28、29、1番上の方ですね。

小学校補助金、小学校費補助金、中学校、幼稚園、これ要保護児童、これ違うとやったかな。

これが教育委員会総務課所管です。

質疑ありませんか。

次は36、37。

利子及び配当金の中のちょうど中程、上から6番目ですか。

義務教育施設整備基金運用収入41万6,488円。

これだけやったかな。

その下の奨学資金貸付基金運用収入ですね、これもです。

次に40、41ページ、17款2項5目1節義務教育施設整備基金繰入金、これは高田小学校分、他だったと思います。

いいですか。

次は42、43の雑入の部分ですね。

ちょうど中ほどのちょっと下に、ながよ検定テキスト売払収入6,100円。

はい、堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

ながよ検定テキスト売払収入ですけれども、これは小学校の分じゃなくて大人の方の分ですかね。

因みにこれが何人と言いますか、金額じゃなくて何件になるのか、何人になるのか、そのあたりよろしいでしょうか。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

近藤課長になるとかな、課長でいいんですかね。

近藤理事。

#### ○教育委員会理事（近藤徳雄君）

お答えします。

大人向けの分と、それからですね、小学校、中学校で使っている分を高齢者入所施設の方がですね、自分達の勉強の為に使いたいということで、買いに来られて、それぞれが何冊かというところまでは確認がとれていませんけれども、1冊100円ということで販売しておりますので、都合61冊が総数ということで御理解いただければと思います。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

金子委員。

後で。

暫く休憩します。

(暫時休憩)

**○委員長（喜々津英世委員）**

再開します。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

すいません、ちょっとどこで聞いていいのか分からなくてちょっともたつきましてけれども、4年前に1,300万の賠償金を町が肩代わるするというのがありましたけれども、その返済というのがいつから始まるのかなっていうので、いつからというのが分かりませんが、歳入の方に上がってきていないので、その返済計画というのは、どういうふうになっているのかなというのがちょっと今回歳入の方を見て感じたところなんです。

分かっていることがあれば。

**○委員長（喜々津英世委員）**

帯田次長。

**○教育次長（帯田由寿君）**

今の御質問なんですけども、どうしても請求をうちの方がしなくちゃいけないんですけども、まだあの施設の方に入所をされてますので、まだ私どももですね、施設の方から、対象者というのがまだ確認がとれないもんですから、予算的に計上もできない状況でございます。

以上でございます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

分かりました。

請求をしとかんと権利がなくなると、そういったこともあるということですね。

他にありませんか。

はい、岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

遡って申し訳ないんですが、37ページの基金のですね、奨学資金貸付基金の運用収入が1,780円ですね。

これはですよ、約3,800万ぐらいの基金になってますよね。

他のですね、3,000万台ちゅうのは、体育振興基金が3,100万、国際交流は4,400万、大体こう金額はそう変わらないと仮定してですね。

3,800万の奨学資金貸付運用基金がありながらですね、1,780円というのが

極端にですね、少ないわけなんです、これは分かります。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと待ってください、青田課長。

○教育総務課長（青田浩二君）

資料の191ページをご覧になっていただいてよろしいでしょうか。

こちらの奨学資金貸付金となっておりますけれども、現金というのが上の段にあるかと思っておりますけれども、その現金が今857万5,000円、で、貸付金というの貸付中とかになっていきますので、その分の預金利息となっております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。

また、全体では質疑を受けますが、歳出いきます。

150、151、ここではありませんか。

10款1項1目。

次の152、153、いいですか。

154、155、いいですか。

156、157、なければ158、159、106ページからは中学校費が入ります。

162、163が中学校教育振興費2目、いいですか。

164、165、これもそうか。

10款4項1目、2目もやったかね。

10款5項の1目ですね、これもですね。

いいですか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

161ページの賃金の中で、児童・生徒補助支援員賃金ということであるんですけれども、この児童・生徒補助支援員さんというのは、いわゆる特別支援教育とはまた違うんですかね。

ちょっとこの内容をお聞かせいただけないでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

お答えします。

特別支援教育の支援員、これは特別支援学級のですね、指導にあたるのではなく、通常学級において、特別に配慮を要する子供達を中心に指導する。

そして併せてですね、教員補助員として小学校に5名配置いただいているんですが、基本的には、小1ギャップを解消する為にですね、1年生にそれぞれ1名ずつ配置をし

て、手厚い指導を行うというのを基本にしております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

教員補助員さんは小学校1年生にということなんですが、ちょっと私が今あれと思ったのは、この部分が中学校の管理費の中に入ってるんですよね。

ですから、中学校管理費の中にある生徒の補助、小学校の中にある補助支援員というのは理解できるんですよ。

それは分かるんですが、中学校にある中学校の費目の中にあるその補助支援員さんというのが、どういった役割なのかがちょっとここが分からないってということですね。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

御説明いたします。

特別支援の教育支援員につきましては、小学校、中学校それぞれに配置をしております。

先ほど御説明しました教員補助員という形でのくくりでは、小学校にしか置いておりませんが、その全体をくくった形での表記になっているものと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。

他にありませんか。

次に180からですね、10款7項3目学校給食費、次のページの19節まで。

一応、歳入歳出それぞれ質疑を行いましたけれども、あと基金、それから、主要な施策の成果に関する報告書、この中からでも結構です。

質疑ありませんか。

はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、153ページにあります適応指導教室の指導員報償費に関係してお伺いしますが、26年度のこの適応指導教室の利用状況はどういうふうな、なってるでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

お答えします。

平成26年度段階のですね、1番最後は、いぶきに在籍した子供はゼロになりました。

それまでは、出入りがあるのでどの時点で何名ということとは言えませんが、多い時に3名の在籍があったと。

で、通級指導教室の1番の目的は、学校への適応、若しくは復帰ということですので、3月末までにその役割を果たすことができたものと、考えております。

以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

いいですか。

他にありませんか。

はい、質疑なしと認めます。

これで教育委員会総務課、それから学校教育課、両課の審査を終わります。

お疲れ様でした。

ありがとうございました。

本日はこれにて散会します。

（16時52分終了）